

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【事業年度】	第18期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 須藤 正樹
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理室長 佐藤 学
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理室長 佐藤 学
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

「（＊）」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
事業収益 (千円)	2,776,233	2,918,038	1,901,202	3,107,575	3,979,956
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	863,946	904,338	△293,400	△361,511	437,949
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	755,788	723,390	△323,662	△495,031	273,115
包括利益 (千円)	774,899	693,901	△197,678	△657,367	264,546
純資産額 (千円)	4,788,004	5,496,981	6,120,443	5,570,509	6,896,263
総資産額 (千円)	5,234,197	6,257,653	6,871,972	9,655,482	10,514,193
1株当たり純資産額 (円)	227.97	261.65	281.87	253.83	280.00
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	36.07	34.50	△14.98	△22.87	11.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	36.04	34.47	—	—	11.36
自己資本比率 (%)	91.3	87.7	88.7	57.4	65.1
自己資本利益率 (%)	17.2	14.1	—	—	4.4
株価収益率 (倍)	32.55	35.71	—	—	87.60
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	366,027	1,480,084	△718,596	180,945	△354,426
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△279,251	△47,649	△135,373	△3,665,610	124,321
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△16,441	△29,563	793,450	2,982,105	378,064
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,240,661	3,679,304	3,664,738	3,141,929	3,244,274
従業員数 (人)	67	65	67	85	85
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(7)	(8)	(14)	(18)

- (注) 1. 第16期及び第17期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 第16期及び第17期は、自己資本利益率及び株価収益率について、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 従業員数欄の（ ）外数は、臨時従業員（有期契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員）の年間平均雇用人員であります。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
事業収益 (千円)	2,361,992	2,681,398	1,642,599	2,496,647	2,904,247
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	656,248	701,303	△444,848	196,726	661,551
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	614,714	583,567	△431,011	56,203	498,826
資本金 (千円)	2,256,920	2,265,697	2,667,649	2,720,540	3,240,891
発行済株式総数 (株)	20,955,142	20,977,181	21,623,281	21,838,529	24,458,673
純資産額 (千円)	4,777,596	5,346,751	5,862,864	5,864,166	7,415,631
総資産額 (千円)	5,210,715	6,091,419	6,596,413	9,673,112	11,033,362
1株当たり純資産額 (円)	227.47	254.49	269.95	267.27	301.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	29.34	27.83	△19.95	2.60	21.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	29.31	27.81	—	2.60	20.74
自己資本比率 (%)	91.5	87.6	88.5	60.3	66.8
自己資本利益率 (%)	13.8	11.5	—	1.0	7.6
株価収益率 (倍)	40.01	44.27	—	147.69	47.96
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (6)	62 (7)	64 (8)	64 (9)	64 (10)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	117.4 (112.7)	123.2 (110.0)	68.8 (141.1)	38.4 (169.9)	101.0 (213.2)
最高株価 (円)	1,468	1,421	1,239	720	1,465
最低株価 (円)	864	643	614	362	301

- (注) 1. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 第16期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(有期契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員であります。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(グロース市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

2008年2月	医薬品の研究開発を目的として、愛知県知多郡武豊町にラクオリア創薬株式会社（資本金1百万円）を設立
2008年7月	ファイザー株式会社中央研究所（愛知県知多郡武豊町）の閉鎖に伴い、従業員の一部分が移籍するとともに、研究機器等の設備を有償にて譲り受け、事業を開始
2010年9月	CJ CheilJedang Corporation（韓国、現HK inno.N Corporation(韓国)）とカリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004およびRQ-00000774）の韓国、中国（香港を含む）、台湾地域における商用化に関する導出契約を締結
2010年12月	Aratana Therapeutics, Inc.（米国、現Elanco Animal Health, Inc.(米国)）とEP4拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての全世界における商用化に関する導出契約を締結
2011年7月	大阪証券取引所JASDAQ（グロース、現東京証券取引所グロース）に株式を上場
2014年2月	国立大学法人名古屋大学（現国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学）と産学協同研究部門設置に関する契約を締結
2014年6月	本社機能を愛知県知多郡武豊町より名古屋市中村区に移転
2014年9月	創薬研究部門生物研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（国立大学法人名古屋大学内）に移転
2015年8月	創薬研究部門化学研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（国立大学法人名古屋大学内）に移転
2017年1月	Aratana Therapeutics, Inc.（米国、現Elanco Animal Health, Inc.(米国)）がEP4拮抗薬（GALLIPRANT [®] 、RQ-00000007、AT-001、grapiprant、動物薬）を米国にて販売開始
2017年2月	テムリック株式会社を簡易株式交換により完全子会社化（現、連結子会社）
2017年10月	Aratana Therapeutics, Inc.（米国、現Elanco Animal Health, Inc.(米国)）がグレリン受容体作動薬（ENTYCE [™] 、RQ-00000005、AT-002、capromorelin、動物薬）を米国にて販売開始
2018年3月	旭化成ファーマ株式会社と神経障害性疼痛治療薬P2X7受容体拮抗薬に関する導出契約を締結
2018年4月	国立大学法人名古屋大学（現国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学）にラクオリア創薬産学協同研究センターを設置
2019年3月	CJ HealthCare Corporation（韓国、現HK inno.N Corporation(韓国)）がカリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004、tegoprazan、「K-CAB [®] 」）を韓国にて販売開始
2021年3月	Elanco Animal Health, Inc.（米国）がグレリン受容体作動薬（ELURA [™] 、RQ-00000005、AT-002、capromorelin、動物薬）を米国にて販売開始
2021年4月	岐阜薬科大学と共同研究講座設置に関する契約を締結
2021年9月	Xgene Pharmaceutical Co. Ltd.（香港）とTRPM8遮断薬に関する導出契約を締結
2021年12月	久光製薬株式会社とナトリウムチャンネル遮断薬に関する導出契約を締結
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所グロース市場に移行
2023年1月	湘南ヘルスイノベーションパーク（神奈川県藤沢市）に新たな研究拠点を設置
2023年4月	Vethiolix SAS（フランス）と5-HT4作動薬に関するオプション及びライセンス契約を締結
2024年3月	ファイメクス株式会社の全株式等を取得し完全子会社化（現、連結子会社）
2025年3月	HK inno.N Corporation(韓国)と財務基盤の強化と研究開発をはじめとする多岐にわたる分野で相乗効果による企業価値の最大化を目的として、資本業務提携契約を締結

3【事業の内容】

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 事業の概要

当社グループは、当社（ラクオリア創薬株式会社）及び連結子会社2社（テムリック株式会社及びファイメクス株式会社）により構成されております。

なお、2026年1月1日付で、当社を存続会社、テムリック株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

当社グループは、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬ベンチャー企業であり、独自に創出した開発化合物(*)の知的財産権を製薬企業各社等に対して導出（使用許諾契約によりライセンスアウト）することにより収益を獲得することを事業展開の基本としております。

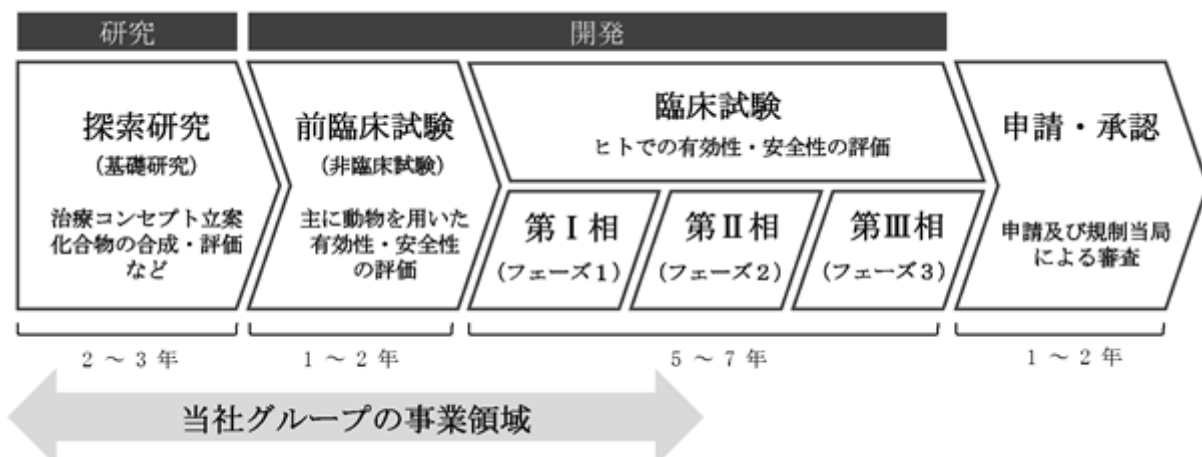
① 当社グループの事業の背景

世界的な規模で進行する人口の高齢化や新興国の発展により世界の医薬品市場は拡大しています。遺伝子治療、細胞医薬、デジタルヘルスケア等、新たな技術が医薬品の開発や治療法に革新をもたらし、これらの技術がさらなる成長をもたらす可能性があります。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により製薬業界も大きな変化を経験しましたが、mRNAワクチンの開発・製造・販売等、業界の成長に寄与する変化も生まれました。一方、日本国内では、常態化した毎年の薬価改定による薬剤費の削減や医療保険の適用基準の厳格化等の影響により、医薬品販売高の成長率は鈍化しております。また、近年、新薬開発の成功確率の低下と必要なコストの増加により、製薬企業各社の研究開発費は増加の一途をたどっています。

このような状況の中、製薬企業各社は、医薬品として成功する可能性の高い高品質な開発化合物(*)を外部からも積極的に導入し、パイプラインを充実させております。米国では新薬の約6割の起源がバイオベンチャー由来とされており、医療ニーズに応える新薬候補の供給源としてのバイオベンチャーに対する期待はますます高まっております。当社グループは研究開発型の創薬ベンチャー企業として、このような製薬企業各社の期待に応えるべく、自社の研究開発に留まらず、アカデミアやスタートアップ、ベンチャー企業等との協力関係を深め、次世代型創薬バリューチェーンの構築を通じて、医薬品の研究開発事業を展開しております。

② 医薬品研究開発の一般的進行(*)及び当社グループの事業領域

一般的に新薬の開発は、探索研究、前臨床試験、臨床試験、厚生労働省（あるいは米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等の各国の医薬品許認可審査機関）への製造販売承認申請、医薬品としての承認取得、薬価基準収載(*)を経て行われます。その後、初めて新薬として販売が開始され、病院・医師・患者へ提供することが可能となります。



(注) 医薬品の研究開発における標準的な各段階の所要年数は、あくまでも標準的な想定期間を表示したものであり、各プロジェクトがこの想定期間どおりに進捗するとは限りません。各プロジェクトが経過した、あるいは現在進行中の各段階の幅についても、実際の所要期間あるいは想定所要期間を示すものではありません。

当社グループは、医薬品の研究開発段階のうち、探索研究段階、前臨床試験段階及び初期臨床試験段階を主たる事業分野としております。第Ⅲ相臨床試験などの後期臨床試験段階においては多額の研究開発費が必要となるため、当社グループにおける研究開発に係る費用及びリスク負担を低減する目的から、有効性及び安全性が概ね評価可能となる段階（前期第Ⅱ相臨床試験）までを当社グループにて行い、その後製薬企業各社等へ開発化合物(*)を導出することを基本としております。

③ 低分子化合物から新規モダリティ(*)への展開を目指す研究開発活動

当社グループは、従来、低分子化合物に係る研究開発を行ってまいりました。近年、医薬品業界においては、抗体医薬やワクチン等のいわゆるバイオ医薬の研究開発が盛んに行われておりますが、低分子化合物は依然として医薬品開発の大きな柱であります。当社グループにおきましては、これまで蓄積してきた低分子化合物に係る高い技術力を軸に据えつつ、業界の動向や当社グループが保有する技術との親和性等を総合的に考慮して低分子化合物以外の新たなモダリティ(*)への展開にも取り組んでおります。

④ 研究開発活動

(A) 研究開発の概要

当社グループの研究開発部門が行っている研究開発の概要とその流れは、以下のとおりであります。当社グループでは、創薬標的分子(*)の探索から初期臨床試験（主として第Ⅰ相臨床試験、必要に応じて前期第Ⅱ相臨床試験）まで、博士・修士号を有した研究者を中心にこの業務を推進しております。



(B) 当社グループの研究開発体制

当社グループは、豊富な知識と経験を有する研究員を有し、国内バイオベンチャートップクラスのインフラを最大限に活かした創薬研究開発体制を構築しております。

a) プロジェクトを中心とした研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、組織横断的なプロジェクトを単位として運営されており、迅速な意思決定及び業務の遂行を可能にしております。実際の業務は、プロジェクト単位で協議し決定され、特に重要な方針に関わる場合は、プロジェクトから経営戦略委員会へ提案が行われ、その決定は速やかにプロジェクト活動に反映されます。

b) 研究・開発・事業開発活動の一体化

当社グループにおいては、探索研究から開発そして導出に至るまで、プロジェクトチームが一貫して主体性を持ち、組織横断的に業務を実施しております。これにより、一貫した研究・開発、導出計画の下、必要な情報を随時共有し、適切な情報をタイムリーに導出先企業に提供することを可能としております。

(C) 研究開発ポートフォリオ(*)による展開

当社グループの研究開発は、創薬の初期段階を担うものであり、少数の限られたプロジェクトを選択して経営資源を集中することにより、研究開発ポートフォリオ(*)を拡充し、製薬企業各社等へ開発化合物(*)を導出していくことに重点を置いたものであります。

医薬品開発は、研究開発のいずれの段階においても、安全性、有効性及び薬物動態(*)並びにその他の開発上の問題から中止される可能性があります。当社グループにおいては、探索段階から海外市場において上市済みのものまで、各段階のプロジェクトを保有しており、さらに、自社の探索研究から新たな開発化合物(*)を継続して創出する能力を備えていることから、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオ(*)を拡充するとともに、開発リスクを低減し、より安定した事業の遂行を図りたいと考えております。

⑤ 導出活動

当社グループの導出活動は、内外の各製薬企業各社における医薬品として成功する可能性の高い高品質な化合物に対するニーズに対応するため、初期探索段階から臨床開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオ(*)のすべてを対象とし、機動的かつ柔軟に営業活動を進めております。

また、研究開発ポートフォリオ(*)は、各プロジェクトの特性と導出先である製薬企業各社等のニーズに応じて、日本・東アジア・米国・欧州等の地域ごと、あるいは剤形（経口剤、注射剤、局所用剤）ごと、さらには動物用医薬品用途での導出等、様々な形態で導出を図っております。

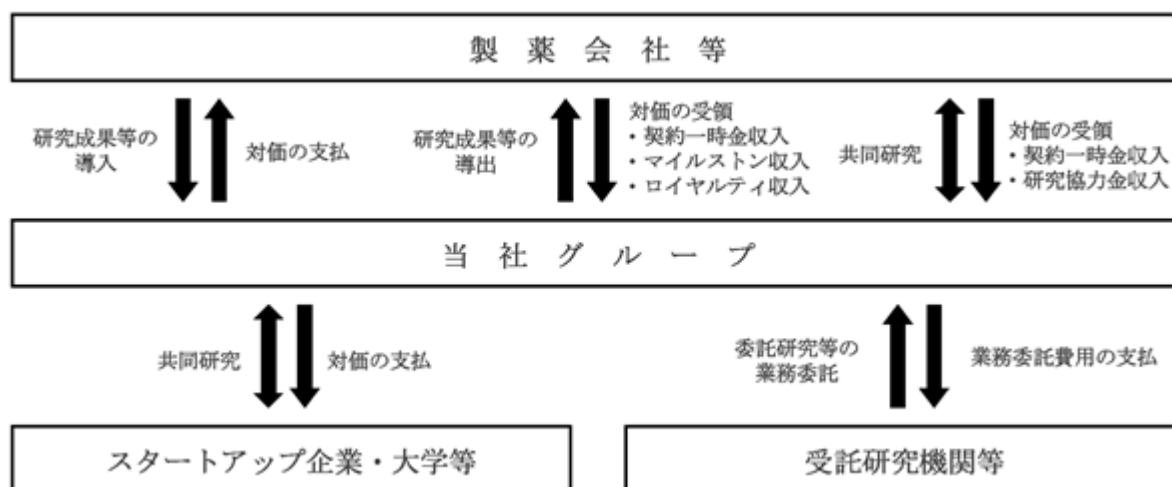
⑥ 当社グループの収益

当社グループの収益は、探索研究、前臨床試験及び初期臨床試験の成果として創出した開発化合物(*)を製薬企業各社等に導出することにより獲得するものであり、その概要は以下のとおりであります。

収 益	内 容
契約一時金収入	導出または共同研究に係る契約締結時に、当社グループが提供するそれまでの研究開発成果の対価等として受け取る収入
マイルストーン収入	契約相手先の研究開発の進捗（契約書に規定された研究開発段階の達成）または売上の進捗（契約書に規定された売上高の達成）に応じて受け取る収入
ロイヤルティ収入	医薬品の上市後に販売額の一定割合（契約書に規定された料率に基づく）を受け取る収入
研究協力金収入	共同研究の期間中に提供する役務等の対価等として受け取る収入

⑦ 事業系統図

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



(2) 当社グループの研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ(*)

① 当社グループの研究開発対象領域

当社グループは、当社の前身であるファイザー株式会社中央研究所から引き続き消化器疾患領域及び疼痛疾患領域を中心に研究開発活動を行ってまいりましたが、2014年より国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（以下「名古屋大学」）に研究拠点を移した後は、幅広い疾患領域における魅力ある創薬テーマの研究開発に取り組んでおります。テムリック株式会社及びファイメクス株式会社の買収等も通じて、疾患領域の拡大に取り組み、現在はがんと神経疾患を含む医療ニーズの高い疾患に対する創薬研究開発を進めております。

② 当社グループのポートフォリオ(*)及び研究開発の状況

一般的に医薬品の研究開発は長期に渡って多額の資金を必要とされております。当社グループは、当社グループ保有の開発化合物(*)の研究開発投資において、パートナーシップに基づくオープンイノベーション型の研究開発を積極的に展開するとともに適切な選択と集中を行うことで、資源の有効活用を図っております。

具体的には、当社グループが強みを持つ探索段階から第Ⅰ相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物(*)の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラムを「導出準備プログラム」、当社グループからの導出後に導出先が中心となって開発を進めるプログラムを「導出済みプログラム」と定義しております。また、探索研究段階においては、当社グループと提携先企業の双方が強みを持ち寄りイノベティブな開発化合物(*)の創出を目指す共同研究プログラムを「共同研究プログラム」と定義しております。

当連結会計年度末現在の主な「導出準備プログラム」及び「導出済みプログラム」、「共同研究プログラム」の状況は、以下のとおりであります。

(A) 導出準備プログラム

当連結会計年度末現在の「導出準備プログラム」は、以下のとおりであります。当社グループは、これらのプロジェクトに関して一部導出済みの契約を除き、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

プログラム	化合物コード (注) 1	導出対象 地域	主な想定適応症	研究開発段階
5-HT ₄ 作動薬	RQ-00000010	全世界	胃不全麻痺 機能的胃腸症(*) 慢性便秘	第Ⅰ相臨床試験終了（英国）
5-HT _{2B} 拮抗薬	RQ-00310941	全世界	下痢型過敏性腸症候群 (*)	第Ⅰ相臨床試験終了（英国）
モチリン受容体 作動薬	RQ-00201894	全世界	胃不全麻痺 機能的胃腸症(*) 術後イレウス	前臨床試験終了
グレリン受容体 作動薬	RQ-00433412	全世界	便秘 がんに伴う食欲不振 悪液質症候群	前臨床試験終了
TRPM8遮断薬	RQ-00434739	日本	疼痛	(注) 2
選択的ナトリウム チャンネル遮断 薬	非開示	全世界	疼痛・掻痒	—
タミバロテン	tamibarotene TM-411	全世界	がん	臨床段階
IRAK-M分解誘導 薬	FIM-001	全世界	がん	前臨床試験実施中

(注) 1. 化合物コードは、RQ-（当社）、FIM-（ファイメクス株式会社）、TM-（テムリック株式会社）で始まるコードで表記されており、当社グループで研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. 日本以外の権利を導出しているXgene Pharmaceutical Co. Ltd.（香港）により、前臨床試験が行われ、当連結会計年度末時点で豪州における第Ⅰ相臨床試験が進行中です。

(B) 導出済みプログラム

当連結会計年度末現在、当社グループの導出済みのプログラムの状況は、以下のとおりであります。なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 重要な契約等」をご参照ください。

[ヒト用医薬品領域]

プロジェクト	化合物コード (注) 1	主な想定適応症	研究開発段階	権利地 域	導出先
カリウムイオン競 合型アシッドブ ロッカー (P- CAB)	RQ-00000004 (tegoprazan)	胃食道逆流症(*)	販売中(韓国、中国、フィリピン、インドネシア、メキシコを含む中南米諸国など、全19カ国) 審査中・承認申請準備中(米国、ベトナム他) 第Ⅰ相臨床試験終了(日本)	全世界	HK inno.N Corporation (韓国)
EP4拮抗薬	RQ-00000007 (grapiprant)	疼痛	第Ⅰ相臨床試験終了(中国) (注) 2	全世界	株式会社AskAt
		がん	第Ⅰ相臨床試験終了(米国) (注) 3 第Ⅰ相臨床試験実施中(中国)		
	RQ-00000008	変形性関節症、自己免疫疾患他	前臨床試験終了		
5-HT4部分作動薬	RQ-00000009	アルツハイマー病	第Ⅰ相臨床試験終了 (注) 3	全世界	
シクロオキシゲ ナーゼ-2 (COX- 2)阻害薬	RQ-00317076	疼痛	第Ⅰ相臨床試験実施中(中国) (注) 2	全世界	
CB2作動薬	RQ-00202730	疼痛等	第Ⅰ相臨床試験実施中(英国)	全世界	
P2X7受容体拮抗薬	RQ-00466479	—	非開示 (注) 4	全世界	旭化成ファーマ 株式会社
TRPM8遮断薬	RQ-00434739	慢性疼痛	第Ⅰ相臨床試験実施中(豪 州)	日本を 除く全 世界	Xgene Pharmaceutical Co. Ltd. (香港)
ナトリウムチャネ ル遮断薬	RQ-00350215	慢性疼痛	非開示	全世界	久光製薬株式会社

(注) 1. 化合物コードは、RQ- (当社) で始まるコードで表記されており、当社グループで研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. Pfizer Inc. (米国) において、前期第Ⅱ相臨床試験を実施済みです。

3. Pfizer Inc. (米国) において、第Ⅰ相臨床試験を実施済みです。

4. 2021年1月にEli Lilly and Company (米国) にサブライセンスされ開発が進められておりましたが、当連結会計年度におけるパイプライン見直しによりPainを対象とした開発からは除外されました。なお、ライセンス契約は有効に存続しており、今後の開発方針は同社にて検討されております。

[動物用医薬品領域]

プロジェクト	化合物コード (注) 7	主適応症	研究開発段階	権利地域	導出先
グレリン受容体 作動薬	RQ-00000005 (capromorelin、 ENTYCE™、ELURA™)	食欲不振 (犬)	販売中 (米国)	全世界	Elanco Animal Health Inc. (米国)
		慢性腎疾患の体重 減少管理 (猫)	販売中 (米国、フラ ンス、ベルギー、日 本、ブラジル)	全世界	
EP4拮抗薬	RQ-00000007 (grapiprant、 GALLIPRANT®)	変形性関節症 (犬)	販売中 (米国、欧州、日本 他)	全世界	
シクロオキシゲ ナーゼ-2 (COX-2)阻害薬	RQ-00317076	疼痛	パイロットフィール ド試験実施中 (注) 2	全世界	株式会社AskAt /Velo-1, Inc. (米国)
5-HT4作動薬	RQ-00000010	腸管運動障害 (犬・猫)	POC試験実施中	全世界	Vetbiolix SAS
特定の4化合物	非開示	評価中	評価中	全世界	Velovia Pharma, LLC

(注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社グループで研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. 2022年7月にVelo-1, Inc. (米国) にサブライセンスされ、現在、パイロットフィールド試験を実施中です。

(C) 共同研究プログラム

当連結会計年度末現在、製薬企業各社等との共同研究プログラムは、以下のとおりであります。なお、研究内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 6 研究開発活動」をご参照ください。

プロジェクト	共同研究先	研究開発段階
眼疾患治療薬創製に向けた共同研究	株式会社デ・ウエスタン・セラ ピテクス研究所	探索研究段階
メッセンジャーRNA (mRNA) を標的とした低分子 医薬品の創出に向けた共同研究	株式会社Veritas In Silico	探索研究段階

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) テムリック株式会社	東京都新宿区	10,000	がん領域に特化した創薬事業	100	役員の兼任 CMS取引等
ファイメクス株式会社	神奈川県藤沢 市	100,000	タンパク質分解誘導を機序と する新規医薬品の研究開発	100	役員の兼任 CMS取引 業務受託等

(注) 1. 当社と連結子会社は、効率的な資金活用のために、キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) を導入しております。

2. 2026年1月1日付で、当社を存続会社、テムリック株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）
85（18）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（有期契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
64（10）	48.1	10.1	7,557,868

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（有期契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係については良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）2、3	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）1、4		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
13.6	—	70.5	73.8	56.7

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 「男性労働者の育児休業取得率」の「—」は、育児休業取得の対象となる男性労働者がいないことを示しております。
4. 「労働者の男女の賃金の差異」について、賃金制度・体系において性別による差異はありません。男女の賃金の差異は主に男女間の管理職比率及び雇用形態の差異によるものです。

② 連結子会社

当社の連結子会社であるテムリック株式会社及びファイメクス株式会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異の記載を省略しております。

<用語解説> (アルファベット、50音順)

*GLP、GCP、GMP

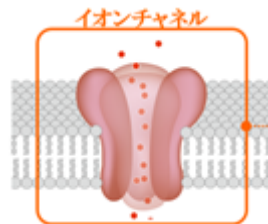
医薬品の製造・輸入承認申請のための安全性試験、臨床試験、あるいは発売後の医薬品等の品質確保のために省令で定められている基準であります。

GLP (Good Laboratory Practice)	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われる安全性試験データの信頼性を確保するための基準。
GCP (Good Clinical Practice)	臨床試験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われるヒトを対象とした臨床試験が、倫理的及び科学的に適正に実施されることを目的として定められた基準。
GMP (Good Manufacturing Practice)	製造管理／品質管理の基準	品質の高い医薬品を製造するため、製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般に亘り、製造者が守るべき要件を定めた基準。

(注) GLP、GCP、GMPは、日本（厚生労働省）では、それぞれ医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（GLP省令）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（GMP省令）と呼びます。

*イオンチャネル

イオンチャネルとは、細胞の内外へイオンを透過させる膜タンパク質の総称です。知覚神経や運動神経における情報の伝達や、様々な組織での神経伝達物質の放出を調節する重要な役割を担っています。



*胃食道逆流症（GERD）

Gastroesophageal Reflux Diseaseの略称であり、胃内容物、特に胃酸が食道内に逆流することによって胸焼け等の特徴的な症状をもたらす疾患です。下部食道粘膜に粘膜傷害が認められる逆流性食道炎（EE：Erosive Esophagitis；びらん性胃食道逆流症ともいいます。）と内視鏡的に粘膜傷害を認めない内視鏡陰性GERD（NERD：Non-erosive Reflux Disease；非びらん性胃食道逆流症ともいいます）に分類されます。

*医薬品研究開発の一般的進行

(A) 探索研究

新薬のもととなる開発候補化合物(*)を探し出す研究を探索研究と言います。疾患の原因となる標的分子(*)の探索、疾患と標的分子(*)の関係を反映する評価系の構築、ハイスループット・スクリーニング（HTS）(*)等を用いたリード化合物(*)の探索、有効性・安全性等の様々な観点によるリード化合物(*)の最適化が実施されます。幾度にも亘り、検討、合成、評価の作業を繰り返すことで、より医薬品としての可能性が高い化合物を作り上げます。

(B) 前臨床試験

開発化合物(*)を特定した後、ヒトにおける試験を行うために十分な安全性と有効性があることを確認することを目的として、主に動物を用いて行われる毒性試験(*)、薬効薬理試験、薬物動態(*)試験等の試験を前臨床試験といます。また、種々の試験と並行し、開発化合物(*)の製造法の開発やヒトへどのような形で投与するか（錠剤、カプセル剤、注射剤等）についても検討を行います。

(C) 臨床試験

前臨床試験の結果、開発化合物(*)が有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、ヒトにおける臨床試験が実施されます。

臨床試験においては、以下の3段階の試験によって、用法、用量、有効性及び安全性を評価します。

a) 第Ⅰ相臨床試験

少人数の健康成人を対象に、開発候補化合物(*)の投与量を低用量から徐々に上げていき、ヒトにおける忍容性・安全性及び体内での動き（吸収、排泄等）の検討を行います。

b) 第Ⅱ相臨床試験

比較的少人数の患者を対象に、目標適応症における効果及び安全性を検討し、最適な投与量や投与方法等を設定します。

c) 第Ⅲ相臨床試験

臨床試験の最終段階として、患者を対象とした大規模な臨床試験を実施します。様々な背景を持つ多数の患者に投与することで、有効性及び安全性をより実際の治療に近い形で検証します。

(D) 申請・承認

臨床試験により有効性と安全性が確認された新薬について、規制当局（日本の場合は厚生労働省、米国の場合は米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等）へ製造販売承認の申請を行います。規制当局は提出された膨大なデータを検討し、医薬品としての販売の認可・不認可を判断します。

＊開発候補化合物

探索研究が終了し、前臨床開発段階に進める新薬候補物質として選定された化合物を開発候補化合物と言います。

＊開発化合物

開発プロジェクトとして前臨床開発をスタートした時点以降、その化合物を開発化合物と言います。

＊化合物ライブラリー

ある目的のために集められた化合物の集合体そのもの、あるいは保管庫や検索システムのように必要に応じて利用するための仕組みを指します。

＊過敏性腸症候群（IBS）

Irritable Bowel Syndromeの略称であり、主として大腸の運動及び分泌機能の異常で起こる病気の総称であります。主な症状は慢性的な腹痛や腹部不快感と便通異常であり、腸の器質的变化を伴わないことが特徴とされております。病型として便秘型(IBS-C)、下痢型(IBS-D)、混合型(IBS-M)、分類不能型があります。

＊機能性胃腸症（FD）

Functional Dyspepsiaの略称であり、上腹部の不快感がありながら、内視鏡検査等で潰瘍等明らかな器質的病変が認められない疾患であります。日本では長い間、胃炎という病名で呼ばれてきたものであり、機能性ディスペプシアとも呼ばれております。

＊毒性試験

ヒトに投与する量に関する情報、安全な投与期間に関する情報、薬物の生理学的並びに毒性的作用の特徴に関する情報を得るために行われる動物を用いた試験のことを言います。

＊ハイスループット・スクリーニング（HTS）

ロボット等の自動化された装置を用いて、薬としての効果や毒性についての評価試験を高速かつ大量に実施する方法のことです。1日に何万個もの化合物を評価することによって、膨大な数の化合物ライブラリー(*)の中から、短期間で効率よくリード化合物(*)を見つけ出すことができます。

＊標的分子

病気に関わっている酵素等のタンパク質で、薬が働きかける相手（標的）となるものであります。

＊ポートフォリオ

当社グループが保有しているプロジェクト、すなわち研究から開発、導出までの異なった段階における複数のプロジェクトの総称であります。

＊薬物動態

医薬品がヒトや動物に投与された後、どのように吸収され、組織に分布し、小腸や肝臓中の酵素により代謝され、排泄されるかを、薬物の濃度、その時間に対する変化等から解析することを言います。

また、開発化合物(*)について、このような性質を検討するために行われる動物を用いた試験のことを薬物動態試験と言います。

＊薬価基準収載

医療用医薬品として製造・輸入承認を受けた新薬が医療保険の適用を受けるためには、薬価基準へ採用されること（収載）が必要になります。製薬会社が新薬の保険適用を厚生労働省へ申請した後、保険適用が認められた場合は、中央社会保険医療協議会で薬価が決まり、薬価基準に収載されます。

＊リード化合物

創薬標的分子(*)に作用し、疾患モデルの動物を用いた試験でも効果を示すことが確認された新薬のタネとなる化合物のことです。この先、さらに効果や安全性が改善されて開発候補化合物(*)となります。

＊モダリティ

治療手段とその内容を指すもので、低分子化合物、ペプチド、抗体医薬を含むタンパク質、核酸、細胞、再生医療といったものが含まれます。

第2【事業の状況】

「(※)」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。なお、当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬ベンチャー企業であり、独自に創出した新薬の開発化合物(*)を製薬会社等に対して導出することにより契約一時金収入、マイルストーン収入、ロイヤルティ収入を獲得することを事業展開の基本としております。当社グループの基本方針は、以下のとおりであります。

- (A) 探索研究から初期開発さらに導出までを一体化して進める創薬ビジネスモデルを確立し、体制の整備及び効率化を図る。
- (B) 産学官連携を含む外部提携先との提携によって革新的な開発化合物(*)の創出を目指す。
- (C) 事業パートナーとの信頼関係を構築し、確実なビジネス成果に結びつける。

② 目標とする経営指標

当社グループは、医薬品の研究開発を推進し、探索研究、前臨床試験及び初期の臨床試験の成果として創出した開発化合物(*)の導出、さらには導出先での上市・販売によって収益を確保することにより、持続的な成長を図ってまいります。研究開発プロジェクトを一層充実させ、各開発候補化合物(*)及び開発化合物(*)の研究開発をすることにより、各研究開発プロジェクトの価値を高めることを目標として事業活動を推進しております。

③ 中長期的な会社の経営戦略

一般的に医薬品の研究開発は長期かつ多額の費用を要するものであります。また、研究開発の各段階においては、有効性、安全性やその他の問題により研究開発の中止や遅延等の事態が生じる等、開発化合物(*)が上市に至るまでには様々なリスクがあり、その成功確率は高いものではありません。

こうした中、当社グループは、以下のような戦略をもって事業を展開しております。

(A) 導出及びアライアンスマネジメント戦略

当社グループの導出活動は、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオ(*)のすべてを対象とすることにより、機動的かつ柔軟な導出活動を展開しております。当社グループの研究開発ポートフォリオ(*)は、その研究開発戦略の特性から、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利の導出を最優先の目標としておりますが、各プロジェクトの特性と顧客である製薬会社等のニーズに応じて、地域ごと、あるいは剤形ごと、さらには動物用医薬品用途での導出等、収益の最大化を図るべく様々な形態で導出を図る方針であります。

また、当社グループは、既に導出されている開発候補化合物(*)及び開発化合物(*)等に対し、各導出先企業との協力体制のもと、順調な開発の推進を支援し、収益獲得を可能な限り早期に実現させること、更には長期的かつ安定的な収益を獲得することを目的として、アライアンスマネジメントを遂行しております。

(B) 研究開発戦略

a) 継続的な研究開発ポートフォリオ(*)の強化

当社グループは、創業時より疼痛疾患領域及び消化管疾患領域を研究開発の重点領域として開発化合物(*)の創出に取り組んできました。2014年度及び2021年度においては、それぞれ名古屋大学及び岐阜薬科大学に産学連携にかかる講座を設置し、アカデミアにおける最先端の研究成果に基づく創薬研究にも取り組んでおります。創薬研究基盤の強化としては、とりわけモダリティ(*)に着目し、タンパク質分解誘導剤やmRNA標的低分子等の低分子化合物から派生する新規モダリティ(*)等への取り組みを進めております。テムリック株式会社及びファイメクス株式会社の買収等も通じて、疾患領域の拡大に取り組み、現在はがんと神経疾患を含む医療ニーズの高い疾患に対する創薬研究開発を進めております。今後も国内外の製薬会社やスタートアップ企業との連携を推し進め、研究開発ポートフォリオ(*)を継続的に強化してまいります。

b) 開発プロジェクトの価値向上と早期の収益化の実現

臨床試験段階においては、多額の研究開発費が必要となるため、当社グループにおける研究開発に係る費用及びリスク負担を軽減することを目的とし、当社グループ保有の開発化合物(*)について「選択と集中」を図ってまいりました。今後は、この戦略をさらに発展させるものとして、成長ドライバーとなる品目への戦略的投資を進めてまいります。選択したプログラムへの内部リソースの集中に加え、必要に応じて、外部プロジェクト・ファイナンス等を活用して開発を加速化し、プロジェクト価値の向上による将来的な収益の積み上げを目指します。

(2) 経営環境

医薬品市場は、先進国においては高齢化によって、途上国においては医療の発展による市場拡大が続いており、医療費をはじめとする社会保障費用も増加の一途を辿っています。このため、先進国においては、医療費の抑制と効率化が急務となっておりますが、各国において法規制は年々厳しくなっていることから新薬の開発難易度とコストは高騰しております。

日本においては、医薬品産業の競争力強化に向けた緊急的・集中実施的な総合戦略として、研究・医療の環境の整備や産学官の連携に加え、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度が導入されるなど、革新的新薬創出のためのイノベーションを促す諸策が講じられております。

このような経営環境の中で、当社グループは創薬ベンチャーとして新薬を研究開発・上市するためには、次の「(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に掲げた5点が重要課題であると認識しております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

① 研究開発基盤の強化及び研究開発ポートフォリオ(*)の拡充

当社グループが創薬ベンチャー企業として企業価値を高めていくためには、いまだ満たされていない医療ニーズが存在する疾患に対する画期的な新薬候補の創製に取り組み、研究開発ポートフォリオ(*)を強化していく必要があります。このため、当社グループは、新規医薬品候補化合物のパイプラインの充実、及びその基盤となる創薬研究機能の強化に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、重点領域を神経疾患およびがん領域に再定義した上で、新規モダリティ(*)（標的タンパク質分解誘導剤（TPD）、mRNA標的低分子、細胞内抗体等）に関する研究を拡大し、探索段階プログラムの増加や連結子会社であるファイメクス株式会社（本社：神奈川県藤沢市、以下「ファイメクス」）が保有するプラットフォーム技術の強化等、研究基盤の強化を進めてまいりました。翌連結会計年度以降も、実績ある低分子創薬に加え新規モダリティ(*)を積極的に活用し、当社グループの創薬バリューチェーンを継続的に拡張してまいります。また、引き続き、外部との共同研究を拡大するとともに、研究設備の整備および専門性を有する人材の確保を進めることで、創薬研究の質およびスピードのさらなる向上を図ってまいります。

② パイプライン及びプログラムの価値の向上

当社グループは、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために、以下に示すプログラム分類にあわせた対応を取っております。

- ・ 単独研究プログラム 単独で画期的な開発化合物(*)を目指した探索研究を当社グループが単独で実施するプログラム
- ・ 共同研究プログラム 探索研究段階から当社グループと提携先企業の双方が持つ強みを持ち寄り画期的な開発化合物(*)の創出を目指す共同研究プログラム
- ・ 導出準備プログラム 当社グループが強みを持つ探索研究から初期臨床開発段階（第Ⅰ～第Ⅱ相臨床試験）を中心に自社単独で開発化合物(*)の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・ 導出済みプログラム 導出先が主軸となって進める臨床開発について当社グループがサポートをメインに行うプログラム

当連結会計年度においては、単独研究プログラム及び共同研究プログラムでは上記①の経営課題で述べた方策を進めたほか、導出準備プログラムではグレリン受容体作動薬及びIRAK-M分解誘導薬の両プログラムについて臨床開発準備を進めてまいりました。導出済みプログラムにおいては、導出先企業での臨床試験が着実に進行するなど、保有パイプラインの価値向上が着実に進んでおります。また、当社の長年のパートナーであるHK inno.N Corporation（本社：韓国・オソン、以下「HKイノエン社」）との間で資本業務提携を実施し、胃酸分泌抑制剤tegoprazanの日本国内での事業化、当社が保有する開発化合物(*)の価値向上、共同研究の実施等において連携することといたしました。翌連結会計年度以降も、成功確度、医療ニーズ、市場規模等を踏まえた投資配分の最適化を図りつつ、最新の科学と当社グループが保有する技術に立脚した上で、スタートアップ企業やアカデミア等との連携も積極的に活用して新たな開発候補物質の創出に取り組むとともに、開発候補物質同定済みのパイプラインにおいても適応症の拡大や知的財産権の強化等を継続して実施し、自社が保有するパイプライン及びプログラムの価値の向上を図ります。また、HKイノエン社と実施する共同研究では、役割分担による効率化に加え、両者の強みを合わせることで得られる相乗効果の創出に焦点を当て、価値の創出と最大化を追求してまいります。また、導出先企業における導出済みパイプライン及びプログラムについても同様にして価値の向上を図るべく取り組んでまいります。

③ 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社グループが有する開発化合物(*)を製品化して上市し医療現場に届けるには、臨床開発及び製造販売を担う製薬会社等に導出し、導出後は一日も早い製品上市のため、導出先企業とのアライアンスを適切にマネジメントする必要があります。現在、当社グループはこれを最重要課題として様々なチャンネルを通じてグローバルな導出活動に取り組んでおります。

当連結会計年度は、胃酸分泌抑制剤tegoprazanの日本の権利をHKイノエン社に新たに導出しました。また、ファイメクスの共同研究事業では、アステラス製薬株式会社（本社：東京都中央区、以下「アステラス製薬」）との共同研究の標的を追加するという成果を得ました。既存の導出済みパイプライン及びプログラムにおいては、導出先に対して技術支援やデータ提供を継続し、導出先企業における開発進展を支援いたしました。翌連結会計年度以降は、導出準備プログラムから毎期1件以上のライセンス契約獲得を継続的な目標とし、パートナー候補企業の拡大や交渉プロセスの深化を進め、導出活動の強化を図ります。加えて、導出先との信頼関係の強化と適切な開発支援を通じて、マイルストーン収入およびロイヤルティ収入の早期化・拡大を目指します。ファイメクスの共同研究事業についても、毎期1件以上の新規共同研究契約の獲得を目指し、研究段階での収益基盤を強化してまいります。

④ 財務基盤の強化と資源配分の最適化

当社グループのような創業ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、パイプラインの開発進展、開発化合物(*)の増加等に伴い、事業活動に合わせて資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社グループは、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を受けるなど、資金調達の多様化を進めてまいりました。また、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで財務基盤の強化に努めております。

当連結会計年度は、探索研究および前臨床開発を中心とした投資を継続しつつ、HKイノエン社との資本業務提携の機会も活用することで財務基盤の維持に努めてまいりました。翌連結会計年度以降も引き続き研究開発投資の重点化を継続し、重点分野に対して資源を優先的に配分することで研究開発効率および投資回収可能性の向上を図ります。また、中期的には3期連続の営業黒字および安定的な収益成長の実現を目標とし、資金調達手段の多様化やコスト管理の高度化を進めることで、企業価値向上に資する財務運営の強化を行ってまいります。

⑤ 人的資本の拡充

創業ベンチャー企業のビジネスモデルにおいては、価値の高い新規医薬品候補物質及び研究開発プログラムを継続的に創出し製薬会社等に導出することが事業活動の根幹です。人材は当社グループの事業活動においてきわめて重要な資本であり、高度な専門性を有する多様な人材を確保し、企業としての成長力を維持・発展させる必要があります。

当連結会計年度は、人材採用や人事制度・報酬体系の運用や多様な働き方を実現する環境整備を通じて、従業員エンゲージメントの向上を図るとともに、専門人材の確保・育成及びグループ内連携を強化してまいりました。翌連結会計年度以降も引き続き、従業員のエンゲージメントの向上、専門人材の計画的採用及び育成を進めるほか、設備拡充や新技術の導入による研究環境の高度化を図ります。また、安全衛生およびコンプライアンス体制の強化を継続し、持続的な研究活動を支える組織基盤の維持向上に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社は、創業以来、「innovators for life」をスローガンに掲げ、サイエンスを追求し新たな薬を生み出していく文化を大切にしていまいりました。当社の事業活動は、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）「17の目標」に含まれる「3 すべての人に健康と福祉を」と密接に関連しています。未だ治療薬のない疾病に苦しむ患者に医薬品を届けることを使命とし、病に苦しむ人々のもとへ一日でも早く新薬を届けたいという想いを胸に、自社の研究開発に留まらず、アカデミアやスタートアップ、ベンチャー企業等との協力関係を深め、次世代型創薬バリューチェーンの構築を通じて、新薬の研究開発に取り組んでおります。

(1) ガバナンス

当社グループの企業経営に当たっては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他の経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。また、当社は、サステナビリティに関する活動の推進及び統括するための委員会として「サステナビリティ委員会」を設置いたしました。当委員会は、サステナビリティ（ESG）に関する基本方針の審議、重要課題（マテリアリティ）及び全社横断施策の統括、並びに進捗管理を主な活動内容としております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループが持続的な成長や企業価値の向上を実現するためには人材が最も重要な経営資源であると認識し、性別や国籍等の区別なく優秀な人材を確保し、従業員の成長を支援するとともに、働きやすい職場環境の整備を進めてまいります。

(A) 人材の育成

当社グループは、創業研究という不確実性の高い分野において持続的な価値創出を実現するためには、高度な専門性を有する研究人材の継続的な育成と、その知見を最大限に引き出す研究環境の整備が最も重要な経営課題の一つであると認識しております。

当社グループの研究開発活動は、探索研究から初期臨床開発に至るまでを一貫して推進することの特徴としており、研究者一人ひとりが自身の専門分野における深い知見を有すると同時に、分野横断的な視点を持って研究に取り組むことが求められます。このため、当社グループでは、プロジェクト型の研究開発体制のもと、研究者が主体的に課題設定や意思決定に関与する機会を重視し、実践を通じた能力開発を図っております。

また、社内における人材育成に加え、名古屋大学をはじめとするアカデミアとの産学連携を通じて、研究者が最先端の科学的知見に継続的に触れられる環境の構築に取り組んでおります。こうした人材交流や共同研究を通じて、多様な視点や発想を取り入れることが、当社グループの研究開発力の高度化につながるものと考えております。

当社グループは、今後も研究人材の専門性の深化と組織横断的な協働を両立させる人材育成を推進し、研究開発型ベンチャーとしての競争力を中長期にわたり維持・向上させてまいります。

(B) 社内環境の整備

社員が生産性を高め、最大限に成果発揮し、働きやすい環境で成長を実感できることを目指します。社員一人一人のワークライフバランスに配慮し、働き方の多様性を認め合う風土を醸成します。安全で快適な労働環境の維持、向上に努め、社員が持続的な働きがいを感じられるように努めます。

(3) リスク管理

当社グループはリスク管理規程を設け、リスク管理のための組織としてリスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、代表取締役が委員長を務め、執行役員及び監査等委員がそれぞれ委員及びオブザーバーとして参加し、半期ごとに会議を開催し、リスクに対する評価、対応、管理、情報伝達等の活動を行っております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループのサステナビリティへの取り組みにおいては、影響の重要性に応じて優先度を判断し、対応することとしております。当社グループの人材育成及び社内環境の整備に関しては、現時点では定量的な指標や目標は設定しておりませんが、研究開発人材の専門性、組織横断的な連携状況および研究成果の創出状況を含め、人的資本の質的側面について継続的にモニタリングを行い、経営判断に反映していく方針であります。

なお、当連結会計年度においては、以下に記す取り組みを行っております。

当連結会計年度においては、研究開発体制の見直しを通じてプロジェクト型運営を強化するとともに、名古屋大学との産学協同研究体制の運営体制を整理・強化し、研究活動を支える基盤の整備を進めました。

また、連結子会社であるファイメクス株式会社においては、事業開発およびコーポレート機能を中心に連携を図り、研究成果の事業化や外部パートナーとの協業を支える体制の整備に取り組みました。これにより、研究開発人材が創出した成果を、グループとして中長期的な企業価値の向上につなげるための人的資本の活用を進めております。

なお、管理職に占める女性労働者の割合、男性の育児休業取得率および労働者の男女の賃金差異についての情報は、詳細は、「第1 企業の概況 5 従業員の状況」をご参照ください。

3【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下において開示しております。

これらリスクの顕在化に伴う問題が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況並びに当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。状況によっては事業存続が困難になる可能性があります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は、本株式への投資に関するリスクのすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業の内容について

① 医薬品の研究開発を取り巻く環境について

一般的に医薬品の研究開発は探索研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、巨額の研究開発費用が必要とされる一方、成功確率は他産業に比して極めて低いものとされております。また、研究開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法その他関係法令や規則及びそれに関わる行政指導により、様々な規制を受けております。加えて、医薬品分野は、技術革新が著しい分野でもあります。そのため、品質、有効性及び安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない可能性、規制の変更に伴う承認要件の変更の結果、当社グループあるいは導出先における開発費用の増大や承認取得時期の遅延が発生する可能性、新技術等への対応が遅れる可能性があります。また、これらのリスクは、既に他社に導出した開発品に関しても同様に発生する可能性があります。

② 競合について

当社グループの主たる事業である医薬品の研究開発においては、多くの製薬会社や創業ベンチャー企業等による研究開発活動が行われており、当社グループの研究開発との間に競合関係が生じております。競合品の存在やその研究開発の進捗等が当社グループの開発化合物(*)の導出等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 製薬会社等への導出等による収益獲得について

一般的に、製薬会社等において共同研究の実施や開発化合物(*)の導入に際しての評価・判断は、個々の製薬会社等により異なります。当社グループが契約締結を企図するプロジェクトや開発化合物(*)が製薬会社等における導入や当社グループとの業務提携の意欲や目的を充足する保証はなく、企図した時期に契約締結に結び付かない、又は契約条件が当社グループの想定と大きく異なる等の可能性があります。

④ 為替リスクについて

当社グループは、事業活動をグローバルに展開しており、海外での研究開発活動や海外企業とのライセンスにおいて外貨建取引が存在します。そのため、急激な為替変動によって為替リスクが顕在化する可能性があります。

(2) 社内体制について

① 小規模組織であることについて

当社グループは、役員6名（取締役（監査等委員である取締役を除く）3名、監査等委員である取締役3名）、従業員85名（2025年12月31日現在）と小規模であり、内部管理体制も相応の規模となっております。当社グループにおいては、業務上必要な人員の増強及び内部体制の充実を図っていく方針ではありますが、人材流出や代替要員の不在などの問題が生じる可能性があります。

② 人材の確保について

当社グループは、事業活動には高度な専門的な知識・技能を持った優秀な人材の確保が必要であると考えております。当社グループでは、このため常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、人材確保に支障が生じる可能性や、優秀な人材が社外に流出する可能性があります。

③ 情報管理体制について

当社グループの行う事業においては、研究開発における技術及び知見等は極めて重要性の高いものであり、事業の競争性を確保するものであります。また導出先である製薬会社等と共有する情報等は高い機密性を保持することが要請されます。当社グループは、情報管理体制の強化に努めておりますが、重要な機密情報の漏洩等を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

(3) 知的財産権について

① 当社グループの保有する知的財産権について

特許は、出願及び取得した場合においても出願した全てが成立する保証はなく、また特許出願によっても当社グループの権利を確実に保全できる保証はありません。更に、当社グループが所有又は使用許諾を受けた知的財産権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性や、第三者の知的財産権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難です。

なお、日本その他の国の特許関連法規、あるいは各国当局の解釈により、競合他社、あるいはその他の組織が当社グループに補償等を行うことなく技術を使用し、医薬品等の開発及び販売を行うことができる可能性があります。

② 職務発明に係る社内対応について

2016年4月1日から施行された特許法の改正に伴い、当社グループでは、代表取締役、執行役員及び従業員が協議の上、取締役会決議により「知的財産権管理規程」を作成し、運用しております。しかしながら、将来、発明者の認定及び職務発明の対価の相当性についての係争を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

(4) 事業における事故やトラブル等のリスクについて

① 当社グループの臨床開発における健康被害について

当社グループは、研究開発活動において、開発化合物(*)の有効性及び安全性を評価するため、前臨床試験を実施した上で、細心の注意を払って臨床試験を実施しております。しかしながら、被験者における重大な健康被害の発生を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

② 研究施設における事故等について

当社グループは、研究開発活動において、各種化学物質、特に危険物質を取り扱っております。何らかの要因により火災や爆発事故又は環境汚染事故等が発生する可能性があります。

③ 自然災害等のリスクについて

当社グループが本拠地とする中部及び関東地域において、地震（東南海地震含む）、津波又は台風等の自然災害や大規模な事故、火災、テロ等により、当社グループの設備の損壊や各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生する可能性があります。

④ 訴訟の可能性について

当社グループは、事業を展開する上で、当社グループの瑕疵又は責任の有無に拘わらず、第三者の権利又は利益を侵害した場合には、損害賠償等の訴訟を提起される可能性があります。また、取引関係や労使関係その他において何らかのトラブルが生じた場合、訴訟等に発展する可能性があります。さらに、業務委託先においてコンプライアンス違反が発生した場合、発注元である当社グループに対しても責任が問われる可能性があります。

(5) 経営上の重要な契約について

「第2 事業の状況 5 重要な契約等」に記載した、当社グループの経営上の重要な契約について、将来、期間満了、解除、中断、延期等、又は当該契約の更新に際し当社グループにとって不利な改定が行われる可能性があります。

(6) 経営成績及び財政状態について

① 今後における損失計上の見通しについて

当社グループは、引き続き多額の研究開発費を先行投資する必要があります。販売計画や研究開発計画が当社グループの想定どおりに進捗しなかった場合は、想定以上に損失計上が継続する可能性があり、その状況によっては当社グループの事業継続が困難となる可能性があります。

② 事業資金の確保について

当社グループは、研究開発型の創薬ベンチャー企業であることから、今後も研究開発投資、運転資金及び設備投資等の資金需要が予想されます。適時適切な資金調達ができなかった場合、当社グループの事業継続が困難となる可能性があります。

(7) 大学及び公的研究機関等との関係について

当社グループは、新たな技術の導入・移転を目的として、名古屋大学をはじめとする大学や公的研究機関との共同研究を実施しております。企業と大学等との関係は、法令等の改正や組織改正などに影響を受ける可能性があり、その結果共同研究の方向性や権利関係につき当社グループにとって不利となる変更を余儀なくされる可能性があります。

(8) その他

他社との戦略的提携・企業買収等の成否について

当社グループは、競争力の強化及び事業分野の拡大等のため、他社の事業部門の譲り受け、他社の買収、他社との業務提携、合併会社の設立、他社への投資等の戦略的提携など（以下「戦略的提携等」）を行うことがあります。こうした戦略的提携等において、パートナー企業との思惑に相違が生じて提携・統合が円滑に進まない可能性や、当初期待していた効果が得られない可能性、投資した金額の全部又は一部が回収できない可能性等があります。またパートナー企業が当社グループの利益に反する決定を行う可能性があり、パートナー企業が事業戦略を変更した場合などには戦略的提携等の関係を維持することが困難になる可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、米国の関税政策や資源価格の上昇等により先行き不透明な状況が続いているものの、堅調な企業業績に基づく株価上昇や新政権誕生による政治の安定化と景気浮揚策への期待もあって緩やかに回復しております。一方、消費市場は、恒常的な物価上昇と実質所得の伸び悩みの下での節約志向の高まりにより、全般に消費マインドが鈍化しており停滞状況が続いております。日銀短観12月調査によれば、大企業・製造業の景況感は、緩やかに景気の持ち直しが続く中、3四半期連続で改善し、大企業・非製造業の景況感は、宿泊・飲食サービスが中国人観光客の減少への懸念もあって小幅に悪化した反面、活発な企業活動を背景に対事業所サービスが改善したほか、需要の底堅さを反映してその他の業種でもおおむね高い水準での推移が続いたことにより、横ばいとなりました。

医薬品業界につきましては、2025年12月、日本製薬工業協会（JPMA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）、欧州製薬団体連合会（EFPIA Japan）の日米欧製薬3団体共同声明として、2026年度（令和8年度）薬価制度改革及び費用対効果評価制度改革に関する意見が表明され、特許期間中の薬価の維持や新薬の薬価算定の改善が提言されております。このような業界の動向の中において、当社グループのような創薬ベンチャーが果たすべき役割はますます大きくなっております。

このような環境下において、当連結会計年度における当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

上市済みのヒト用医薬品につきましては、HKイノエン社が韓国で販売中の胃酸分泌抑制剤K-CAB®（一般名：tegoprazan、以下「tegoprazan」）の売上が引き続き好調に推移しております。当連結会計年度の売上は、処方データで2,179億ウォン（前年同期比10.7%増、約239.7億円/1韓国ウォン＝0.11円）となりました。韓国の消化性潰瘍治療薬市場でのシェアは15%であり、引き続きシェア第1位を維持しております。

Tegoprazanのグローバル展開も着実に進展しております。当社は、HKイノエン社との間で、tegoprazanの開発・製造及び販売の再実施許諾権（サブライセンス権）付き独占的ライセンス契約を締結しており、HKイノエン社及び同社からライセンスまたは製品輸出を受けた世界各国の提携先企業によってtegoprazanに関する事業活動が進められております。当連結会計年度末の時点で、tegoprazanは日本を含む世界57カ国で開発・製造・販売等の事業活動が行われております。また、HKイノエン社は、K-CAB®をはじめとするtegoprazan製品について、2030年の全世界における年間売上高3兆ウォンの達成を目指しています。

当連結会計年度末の時点でtegoprazan製品が販売されている国は、韓国、中国、モンゴル、フィリピン、インドネシア、シンガポール、メキシコ、ペルー、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、パナマ、マレーシア、インド及びタイの19カ国であり、当社はHKイノエン社を通じて、製品の売上高等に応じたロイヤルティを受領しております。東南アジアや中南米のその他の国々でも承認審査が進行中であるほか、ブラジル、中東地域等の国々で承認申請の準備が進められております。

当連結会計年度においては、2025年1月、HKイノエン社は、Southern XP IP Pty Ltd（本社：オーストラリア・ビクトリア州、以下「Southern XP社」）に対して、オーストラリア・ニュージーランドを対象地域としたライセンス契約を締結しました。Southern XP社は、20年以上製薬事業を営んできたオーストラリアの製薬会社であり、オーストラリア及びニュージーランド内の医薬品の登録及び流通に強みを持つ企業です。

また、2025年4月には、HKイノエン社は、Tabuk Pharmaceutical Manufacturing Company（本社：サウジアラビア・リヤド、以下「Tabuk社」）との間で、2024年4月に締結した中東・北アフリカ地域におけるライセンス契約の地域拡大契約を締結しました。これにより、Tabuk社の対象地域は、エジプト、スーダン、エチオピア、モロッコ、イエメン、リビアの6カ国が追加となり、合計16カ国に拡大されました。

さらに、HKイノエン社の提携先であるDr. Reddy's Laboratories（本社：インド・ハイデラバード、以下「Dr. Reddy's社」）がインド中央医薬品標準管理機構（Central Drugs Standard Control Organization (CDSCO)）より販売承認を取得したことに伴い、マイルストーン達成が認定され、当社はHKイノエン社から一時金を受領いたしました。インドの消化性潰瘍薬の市場規模は、2024年時点で約1兆5,200億ウォン（約1,672億円）と評価されており、中国、米国、日本に次ぐ世界第4位の規模となっております。インドでは人口の約38%が胃食道逆流症

（GERD）（*）に悩まされているとされ、Dr. Reddy's社は本製品の投入により、同国の消化性潰瘍治療のパラダイムシフトを目指しております。

米国におきましては、2025年4月、HKイノエン社は、サブライセンス先であるSebela Pharmaceuticals Inc.（本社：米国・ジョージア州）の一部門であるBraintree Laboratories（本社：米国・マサチューセッツ州、以下「Braintree社」）が米国で実施中の第Ⅲ相臨床試験（以下「TRIUMPH試験」）について、良好なトップライン結果を発表しました。TRIUMPH試験は、EE（びらん性胃食道逆流症）及びNERD（非びらん性胃食道逆流症）を対象とした米国第Ⅲ相臨床試験のピボタル試験として実施されました。TRIUMPH試験において、tegoprazanはEE試験とNERD試験の両方で全ての主要評価項目と副次評価項目を達成しました。さらに、2025年8月には、Braintree社が継続して実施していたEE治癒後の維持療法についても良好な試験結果が得られたこと及び試験の完了が発表されました。

また、当社は、tegoprazanの韓国物質特許（韓国特許番号：特許第1088247号）について、韓国の後発品メーカー等60社以上により消極的権利範囲確認審判が請求され、延長された特許権の効力範囲について争っておりましたが、当連結会計年度において、特許審判院の審決（第一審に相当）及び審決取消訴訟（第二審）に続いて大法院（第三審）においても、全件勝訴判決を獲得いたしました。これにより、2031年までの韓国におけるK-CAB®錠の独占販売権は完全に確立され、揺るぎない法的保護のもとで当社の市場優位性が盤石なものとなりました。

当社が旭化成ファーマ株式会社（本社：東京都千代田区、以下「旭化成ファーマ社」）に導出したP2X7受容体拮抗薬（化合物コード：AK1780/RQ-00466479/LY3857210）につきましては、当連結会計年度において、旭化成ファーマ社のライセンス先であるEli Lilly and Company（本社：米国インディアナ州、以下「Lilly社」）のパイプラインが更新され、標的疾患をPainとして開発されていた本化合物は除外となりました。ただし、このことはLilly社におけるP2X7プログラム全体の終了を意味するものではありません。旭化成ファーマ社とLilly社とのライセンス契約は現在も有効に存続しており、今後の開発プランはLilly社によって検討されております。

ペット用医薬品につきましては、Elanco Animal Health Inc.（本社：米国・インディアナ州、以下「Elanco社」）に導出した犬の骨関節炎治療薬GALLIPRANT®（一般名：grapiprant）、犬の食欲不振症の適応を持つENTYCE™（一般名：capromorelin）、及び猫の体重減少管理の適応を持つELURA™（一般名：capromorelin）の売上が順調に推移しております。

その他の導出済みプログラムにつきましても、導出先及びサブライセンス先の企業において前臨床開発段階以降の取り組みが進められております。

導出準備プログラムにつきましては、自社で開発を進めているグレリン受容体作動薬の前臨床試験を完了し、提携先獲得を目指した事業開発活動を実施しております。

また、tegoprazanにつきましては、当連結会計年度において、当社は、HKイノエン社との間で締結した2019年11月26日付ライセンス契約を変更するAMENDMENT TO LICENSE AGREEMENT OF TEGOPRAZAN IN NORTH AMERICA AND EUROPE（以下「ライセンス契約変更契約」）を締結し、日本を対象とした独占的な開発・製造・販売権をHKイノエン社に許諾しました。ライセンス契約変更契約の締結によって、HKイノエン社がtegoprazan製品の開発・承認取得を目的とした後期臨床試験に向けた取り組みを進めることになります。日本を対象とした独占的な開発・製造・販売権の許諾にかかる一時金はありませんが、当社は、今後の事業化の進展に応じたマイルストーン、販売ロイヤリティ及びHKイノエン社が提携先から受け取る収益の一部を受け取る権利を取得します。

探索研究段階におきましても、引き続き、新たな開発候補化合物(*)の創出に向けた探索研究を進めております。当社グループは、既存技術と新技術の相乗効果によって創薬バリューチェーンを強化することで従来の技術では対処が困難とされてきた未開拓の創薬標的（遺伝子・タンパク質等）に対する医薬品を生み出すことを重要な成長戦略とし、「モダリティ(*)」、「創薬標的」、「疾患領域」及び「基盤技術」の4つの切り口で、技術及びパイプラインの強化に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、2025年5月、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所（本社：愛知県名古屋市）と共同で実施中の眼疾患治療薬創製に向けた共同研究について、良好な結果が得られました。本結果をもとに更なる検証を進め、次の段階への協業の可能性を追求してまいります。また、がん治療薬の創出を目標として、mRNAを標的とする低分子医薬品の創出に向けた共同研究を株式会社Veritas In Silico（本社：東京都品川区）と進めております。当連結会計年度においては、共同研究で取り扱う標的遺伝子の研究範囲を拡大すると共に、双方のノウハウを活かして複数遺伝子に対するスクリーニングを実施し、開発化合物(*)の創出を目指した創薬研究の起点となり得る低分子化合物を複数取得しました。

さらに、連結子会社のファイメクスを中核として創薬の新たなモダリティ(*)である標的タンパク質分解誘導剤の研究開発を進めております。ファイメクスは、アステラス製薬とともに、ファイメクスが保有する、標的タンパク質分解誘導剤に特化した独自のプラットフォーム技術であるRaPPIDS™ (Rapid Protein Proteolysis Inducer Discovery System)を用いて、がんを標的疾患として複数の標的を対象とした標的タンパク質分解誘導剤の探索に取り組んでおります。当連結会計年度においては、2025年3月、ファイメクスは、アステラス製薬との共同研究において、特定の1つのプログラムについて、次段階の初期目標を達成し、アステラス製薬から2億円の一時金を受領いたしました。また、11月には、新たに2つの標的を追加することで合意いたしました。これに伴い、ファイメクスは契約条件に伴いアステラス製薬から一時金4億円を受領しております。開発候補化合物(*)が同定され、新たな医薬品の製品化に至った場合、ファイメクスは、開発、申請・承認、販売等の進捗に応じたマイルストーンとして最大で150億円を上回る金額を受領するとともに、製品の売上高に対して一桁台の料率のロイヤルティを受領する可能性があります。

当社は、2025年3月21日、HKイノエン社との間で資本業務提携契約（以下「原提携」）を締結し、HKイノエン社に対して第三者割当による新株式の発行を決議し、当社普通株式2,592,100株を割り当てました。原提携は、HKイノエン社による出資を通じた財務基盤の強化と、両社間の戦略的なパートナーシップの構築を目的としております。これにより、研究開発をはじめ多岐にわたる分野で相乗効果を創出し、企業価値の最大化を目指します。さらに、当社は、2025年12月12日開催の取締役会において、HKイノエン社との間で第三者割当による新株式（以下「本株式」）の発行（以下「本資金調達」）に係る新株引受契約（以下「新株引受契約」）を締結すること、ライセンス契約変更契約を締結すること、HKイノエン社及び当社の監査等委員である柿沼佑一氏との間で2025年3月21日に締結した株主間契約を変更する株主間契約変更契約（以下「株主間契約変更契約」）を締結することを決議し、新株引受契約、ライセンス契約変更契約及び株主間契約変更契約を締結いたしました（以下「本提携」）。本提携は、原提携の拡大を行うものであり、当社は、本資金調達により、HKイノエン社に対して、当社普通株式1,555,900株を割り当てます。原提携の拡大の中で最も大きな点は、tegoprazanについて日本を対象とした独占的な開発・製造・販売権をHKイノエン社に許諾し、HKイノエン社がtegoprazan製品の開発・承認取得を目的とした後期臨床試験に向けた取り組みを進めることです。これに加えて、tegoprazanに続く画期的な医薬品の創出を目的とした創薬研究基盤の強化に取り組めます。本株式の発行により調達する資金は、当社グループの創薬研究開発基盤のさらなる強化を目的とし、研究開発費及び研究設備投資に充当する予定です。これにより、当社グループの強みである低分子創薬技術に加えて次世代創薬技術を活用するなど、tegoprazanに続く画期的な医薬品の創出を目的とした創薬研究基盤の強化に取り組み、当社グループの中長期的な株主価値の向上を図るとともに、当社のミッション「イノベーションの力で、いのちに陽をもたらす」を実現できるよう、創薬研究開発に係る事業活動をさらに加速化してまいります。

当社は、2025年10月17日、2026年1月1日を合併効力発生日として、当社の完全子会社であるテムリック株式会社を吸収合併（以下「本合併」）することを取締役会において決議いたしました。本合併は、当社グループの事業効率化を図るため、コストの削減と管理業務の簡素化及び効率化を実現することを目的としております。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(A)財政状態

(資 産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ858百万円増加（前連結会計年度比8.9%増）し、10,514百万円となりました。これは主に、現金及び預金の減少99百万円、売掛金及び契約資産の増加1,239百万円、のれんの減少165百万円によるものであります。

(負 債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ467百万円減少（前連結会計年度比11.4%減）し、3,617百万円となりました。これは主に、未払金の増加72百万円、長期借入金の減少512百万円によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,325百万円増加（前連結会計年度比23.8%増）し、6,896百万円となりました。これは主に、第三者割当増資等に伴う資本金及び資本剰余金の増加1,040百万円、親会社株主に帰属する当期純利益273百万円の計上によるものであります。

以上の結果、自己資本比率は65.1%（前連結会計年度末比7.7ポイント増）となりました。

(B)経営成績

事業収益3,979百万円（前期比28.1%増）、営業利益483百万円（前期は、営業損失213百万円）、経常利益437百万円（前期は、経常損失361百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益273百万円（前期は、親会社株主に帰属する当期純損失495百万円）となりました。

また、事業費用の総額は3,496百万円（前期比5.3%増）であり、その内訳は、事業原価711百万円（前期比13.8%増）、研究開発費1,599百万円（前期比6.1%減）、その他の販売費及び一般管理費1,184百万円（前期比19.5%増）となりました。

なお、当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ102百万円増加（前連結会計年度比3.3%増）し、3,244百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、前連結会計年度末に比べ535百万円減少し354百万円（前年同期は、資金の獲得180百万円）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益437百万円及び減価償却費202百万円及びのれん償却額285百万円を計上したことのほか、売上債権の増加1,239百万円及び前渡金の増加58百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は、前連結会計年度末に比べ3,789百万円増加し124百万円（前年同期は、資金の使用3,665百万円）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出200百万円、定期預金の払戻による収入400百万円、有形固定資産の取得による支出67百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、前連結会計年度末に比べ2,604百万円減少し378百万円（前年同期比87.3%減）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出512百万円、株式発行による収入1,018百万円及びリース債務の返済による支出76百万円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

(A)生産実績

当社グループは研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(B)受注実績

当社グループは研究開発を主体としており、受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(C)販売実績

当連結会計年度の販売実績は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
事業収益 合計 (千円)	3,979,956	128.1

(注) 1. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、それぞれ以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
HK inno.N Corporation	1,180,816	38.0	2,051,468	51.5
アステラス製薬株式会社	601,856	19.4	1,052,412	26.4
Elanco Animal Health, Inc.	1,128,822	36.3	852,778	21.4

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先については記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(A) 経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、2025年2月14日に事業計画及び成長可能性に関する事項『中期経営計画2025-2027』を公表し、事業を推進しております。

当連結会計年度は、自社による単独研究、または提携先の企業もしくはアカデミアとの共同研究に基づく医薬品の開発化合物(*)の創出活動や研究開発ポートフォリオ(*)の拡充を図る一方、保有する開発化合物(*)の導出活動ならびに価値向上のための研究開発を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、事業収益3,979百万円（前期比28.1%増）、営業利益483百万円（前期は、営業損失213百万円）、経常利益437百万円（前期は、経常損失361百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益273百万円（前期は、親会社株主に帰属する当期純損失495百万円）となりました。

なお、事業費用の総額は3,496百万円（前期比5.3%増）であり、その内訳は、事業原価711百万円（前期比13.8%増）、研究開発費1,599百万円（前期比6.1%減）、その他の販売費及び一般管理費1,184百万円（前期比19.5%増）となりました。

当連結会計年度を含む3ヶ年の経営成績は、以下のとおりであります。

（単位:百万円）

	2023年度		2024年度		2025年度		3ヶ年累計	
	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)
事業収益	2,799	1,901	4,535	3,107	3,889	3,979	11,223	8,987
事業費用	2,538	2,238	4,222	3,320	3,769	3,496	10,529	9,054
営業利益又は営業損失(△)	260	△337	313	△213	118	483	691	△67
経常利益又は経常損失(△)	242	△293	290	△361	73	437	605	△217
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	183	△323	236	△495	△71	273	348	△545

(B) 経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

(C) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは研究開発型の創業ベンチャー企業であり、開発化合物(*)の導出による契約一時金収入、研究開発の進捗に応じたマイルストーン収入、医薬品の上市後において医薬品販売高に応じたロイヤルティ収入等の対価を受領することにより収益を得る契約形態を採用しております。しかしながら、依然として開発化合物(*)の導出に伴う契約一時金収入、あるいは開発の進捗に基づくマイルストーン収入の割合も大きいことから、導出交渉及び開発の成否が全体の事業収益に大きな影響を与える可能性があります。

詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社グループは、事業活動のための適切な流動性の確保と株主価値向上のための資金調達戦略の提示と実行を基本方針としております。

資本の財源につきましては、医薬品の上市品目が増えたことにより、長期的かつ安定的なロイヤルティ収入が主要な財源となっております。一定規模以上の臨床開発を除き、ロイヤルティ収入を財源として医薬品の研究開発を進めてまいります。また、今後の臨床開発等の資金需要に対して、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するため、金融機関と総額5億円のコミットメントライン契約を締結しているほか、ファイナンス・リースや銀行借入等の活用により財務基盤の強化を図っております。

資金の流動性につきましては、当連結会計年度末における流動比率は445.7%となっており、十分な流動性を確保できているものと認識しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

(1) 産学協同研究部門（又は講座）の設置に関する契約

契約書名	産学協同研究所設置契約書
契約先	国立大学法人東海大学機構 名古屋大学
契約締結日	2025年3月27日
契約期間	2025年4月1日から5年間
主な契約内容	① 当社は、国立大学法人東海大学機構 名古屋大学内（愛知県名古屋市千種区不老町）に3つの産学協同研究部門（薬効解析部門、新薬創成科学部門、トランスレーショナル研究部門）を設置し、医薬品候補化合物の創出を目指した研究を実施する。 ② 産学協同研究所設置に伴い、国立大学法人東海大学機構 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。 ③ 当社は、国立大学法人東海大学機構 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。

(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約

契約書名	INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT (知的財産権の譲渡及びライセンスに係る契約)
契約先	Pfizer Inc. (米国)
契約締結日	2008年6月30日
契約期間	2008年6月30日から50年間
主な契約内容	① Pfizer Inc. (米国) は、探索段階及び開発段階の複数のプロジェクトに関して、知的財産権を当社に譲渡、又は知的財産権の使用を当社に許諾（再許諾する権利を含む）する。 ② 当社は、Pfizer Inc. (米国) に対し、①及び「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」に定める対価を支払う。 ③ 上記①の対象となった複数の化合物のうち特定の化合物に関して、当社はPfizer Inc. (米国) に対し、ロイヤルティを支払う。

(注) 上記②の対価については、2008年7月14日に支払いを完了しております。

契約書名	LICENSE AGREEMENT FOR CJ 'S NEW IP related to RQ-00000004(CJ-12420) (RQ-00000004 (CJ-12420) に関するCJ HealthCare Corporationの特許に関するライセンス契約)
契約先	CJ HealthCare Corporation (韓国、現HK inno.N Corporation(韓国))
契約締結日	2018年1月3日
契約期間	契約締結日から当社によるCJ HealthCare Corporation (韓国) へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	① CJ HealthCare Corporation (韓国) は、当社に対して、CJ HealthCare Corporation (韓国) が取得したカリウムイオン競合型アシッドブロッカー (RQ-00000004(CJ-12420, tegoprazan)) の結晶形に関する特許につき、CJ HealthCare Corporation (韓国) にRQ-00000004の権利を許諾していない地域における医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、特許取得の進捗に伴うマイルストーン収入、製品販売高に応じたロイヤルティ収入、及び当社が第三者へ権利許諾した際に得た収入の一定料率を支払う。

(注) 2025年12月、LICENSE AGREEMENT of TEGOPRAZAN (RQ-00000004/CJ-12420) IN NORTH AMERICA AND EUROPE

(tegoprazanに関するライセンス契約) を修正して日本における独占的实施権を許諾し、本ライセンス契約を維持する必要がなくなったことから、双方の合意により本ライセンス契約を終了いたしました。なお、修正された上記契約は、(4) 導出に関する契約③「LICENSE AGREEMENT of TEGOPRAZAN (RQ-00000004/CJ-12420) IN NORTH AMERICA AND EUROPE (tegoprazanに関するライセンス契約) の修正」に記載のとおりであります。

(3) 権利の譲渡に関する契約

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	2013年1月29日
主な契約内容	① 当社は、株式会社AskAtに対して、EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant) に関するすべての知的財産権を譲渡する。 ② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000007 (grapiprant) により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。

(注) 本契約の締結に関わらず、当社は2010年12月27日付けでAratana Therapeutics, Inc. (米国) と締結した導出契約上の地位は株式会社AskAtに委譲しません。なお、Aratana Therapeutics, Inc. (米国) との当該導出契約の詳細については、後述「(4) 導出に関する契約 ① EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant)」の「EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007 (導出契約)」に記載のとおりであります。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	2013年1月29日
主な契約内容	① 当社は、株式会社AskAtに対して、EP4拮抗薬 (RQ-00000008) に関するすべての知的財産権を譲渡する。 ② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000008により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	2013年1月29日
主な契約内容	① 当社は、株式会社AskAtに対して、シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076) に関するすべての知的財産権、関連するデータ及び当該化合物原体を譲渡する。 ② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00317076により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	2013年1月29日
主な契約内容	① 当社は、株式会社AskAtに対して、5-HT4部分作動薬 (RQ-00000009) に関するデータ及び研究に必要な化合物を譲渡する。 ② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000009により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	2015年11月1日
主な契約内容	① 当社は、株式会社AskAtに対して、CB2作動薬プロジェクトに関するすべての知的財産権及び関連するデータ並びに化合物原体を譲渡する。 ② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtが当該プロジェクトにより得た収益の一定料をロイヤルティ収入として受領する。

(4) 導出に関する契約

① EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant)

本開発化合物(*)は、Pfizer Inc. (米国) より譲渡を受けたものであり、当社が第三者に権利を導出する場合、導出によって得られる収益(契約一時金収入、マイルストーン収入及びロイヤルティ収入等)に一定の料率を乗じた金額をPfizer Inc. (米国) に支払う旨、2008年6月30日付「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」で当社とPfizer Inc. (米国) との間で合意しております。なお、「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」の詳細については、前述「(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約」に記載のとおりであります。

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007 (導出契約)
契約先	Aratana Therapeutics, Inc. (米国、現Elanco Animal Health, Inc. (米国))
契約締結日	2010年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	① 当社は、Aratana Therapeutics, Inc. (米国) に対して、grapiprantの全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc. (米国) へ無償で供給する。 ③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

(注) 当社は、当連結会計年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc. (米国) (現Elanco Animal Health, Inc. (米国)) の普通株式を保有しております。

② グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005、capromorelin)

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000005 (導出契約)
契約先	Aratana Therapeutics, Inc. (米国、現Elanco Animal Health, Inc. (米国))
契約締結日	2010年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	① 当社は、Aratana Therapeutics, Inc. (米国) に対して、グレリン受容体作動薬 (capromorelin) の全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc. (米国) へ無償で供給する。 ③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

(注) 当社は、当連結会計年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc. (米国) (現Elanco Animal Health, Inc. (米国)) の普通株式を保有しております。

③ カリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004、tegoprazan及びRQ-00000774）

契約書名	LICENSE AGREEMENT（導出契約）
契約先	CJ HealthCare Corporation（韓国、現HK inno.N Corporation(韓国)）
契約締結日	2010年9月3日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporation（韓国）による当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、CJ HealthCare Corporation（韓国）に対して、tegoprazan及びRQ-00000774の韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、CJ HealthCare Corporation（韓国）にバックアップ化合物について、上記①と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。 ③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

契約書名	LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000004 (CJ-12420) AND RQ-00000774 IN SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES（導出契約）
契約先	CJ HealthCare Corporation（韓国、現HK inno.N Corporation(韓国)）
契約締結日	2014年11月27日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporation（韓国）による当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、CJ HealthCare Corporation（韓国）に対して、tegoprazan及びRQ-00000774の東南アジアにおけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、CJ HealthCare Corporation（韓国）にバックアップ化合物について、上記①と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。 ③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

契約書名	LICENSE AGREEMENT Of TEGOPRAZAN (RQ-00000004/CJ-12420) IN THE REST OF THE WORLD（tegoprazanに関するライセンス契約）
契約先	CJ HealthCare Corporation（韓国、現HK inno.N Corporation(韓国)）
契約締結日	2017年12月28日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporation（韓国）による当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、CJ HealthCare Corporation（韓国）に対して、tegoprazan の中南米、中東及びCIS加盟国におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記対価として、本契約の締結に伴う契約一時金及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

契約書名	LICENSE AGREEMENT Of TEGOPRAZAN (RQ-00000004/CJ-12420) IN NORTH AMERICA AND EUROPE（tegoprazanに関するライセンス契約）
契約先	CJ HealthCare Corporation（韓国、現HK inno.N Corporation(韓国)）
契約締結日	2019年11月26日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporation（韓国）による当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、CJ HealthCare Corporation（韓国）に対して、tegoprazan の北米及び欧州地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

契約書名	LICENSE AGREEMENT Of TEGOPRAZAN (RQ-00000004/CJ-12420) IN NORTH AMERICA AND EUROPE（tegoprazanに関するライセンス契約）の修正
------	--

契約先	HK inno.N Corporation（韓国）
契約締結日	2025年12月12日
契約期間	契約締結日からHK inno.N Corporation（韓国）による当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、HK inno.N Corporation（韓国）に対して、tegoprazan の日本におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記対価として、事業化の進展に応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

④ P2X7受容体拮抗薬

契約書名	ライセンス契約
契約先	旭化成ファーマ株式会社
契約締結日	2018年3月26日
契約期間	契約締結日から旭化成ファーマ株式会社による当社へのロイヤルティ支払義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、旭化成ファーマ株式会社に対して、P2X7受容体拮抗薬の全世界を対象とした開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

⑤ TRPM8遮断薬

契約書名	License Agreement for RQ-00434739（RQ-00434739に関するライセンス契約）
契約先	Xgene Pharmaceutical Co. Ltd.（香港）
契約締結日	2021年9月22日
契約期間	契約締結日からXgene Pharmaceutical Co. Ltd.（香港）による当社へのロイヤルティ支払義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、Xgene Pharmaceutical Co. Ltd.（香港）に対して、TRPM8遮断薬（RQ-00434739）の日本を除く全世界における医薬品としての開発、販売及び製造の再実施権付独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。

⑥ ナトリウムチャネル遮断薬

契約書名	ライセンス契約
契約先	久光製薬株式会社
契約締結日	2021年12月20日
契約期間	契約締結日から久光製薬株式会社による当社へのロイヤルティ支払義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、久光製薬株式会社に対して、ナトリウムチャネル遮断薬（RQ-00350215）の全世界を対象とした開発、販売及び製造の再実施権付独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入、さらに製品販売高に応じた販売マイルストーンを受領する。

(5) その他の契約

シンジケーション方式タームローン（シンジケートローン）契約

契約書名	金銭消費貸借契約書
契約先	株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社商工組合中央金庫をコ・アレンジャーとするシンジケート団
契約締結日	2024年3月21日
契約金額	3,500百万円
実行日	2024年3月25日
借入期間	2024年3月～2031年3月
担保	ファイメクス株式・特定債務保証
財務制限条項	① 2024年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を20億円以上に維持すること。 ② 2024年12月期第2四半期（2024年6月末日）以降、各四半期の末日における連結の現金および預金の金額について、3四半期連続して20億円を下回らないこと。 ③ 2024年12月期決算以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される数値で計算されるEBITDAが2期連続してマイナスとならないようにすること。

資本業務提携契約

契約書名	CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT
契約先	HK inno.N Corporation(韓国)
契約締結日	2025年3月21日 内容拡大 2025年12月12日
契約期間	明示的な契約期間の定めなし
主な契約内容	① 日本におけるtegoprazanの独占的な開発・製造・販売権の許諾（③ カリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004、tegoprazan及びRQ-00000774）参照） ② 当社が保有する開発化合物(*)の価値向上に関する協力 ③ 共同研究の実施 ④ その他の研究開発に関する協力

企業・株主間のガバナンスに関する合意

契約書名	SHAREHOLDERS AGREEMENT
当事者	HK inno.N Corporation(韓国) 柿沼佑一氏 当社
契約締結日	当初 2025年3月21日 変更 2025年12月12日
契約期間	明示的な契約期間の定めなし。ただし、以下の事由により終了する。 ・全当事者の書面合意 ・株主の持株比率が5%未満となった場合（当該株主について自動終了）
主な契約内容	① 取締役指名権：HK inno.N Corporation（韓国、以下「HKイノエン社」）は、社外取締役候補者（監査等委員は除く）2名を指名する権利を有し、当該取締役の就任までの間又は欠員が生じた場合はオブザーバー1名を派遣することができる権利を有する。 ② 新株発行時の優先引受権：一定の例外を除き株式等を発行する場合、発行直前の持株比率に応じて、当該株式等を優先的に引き受ける権利を有する。
合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当社における当該合意に係る意思決定に至る過程	当社は、HKイノエン社との戦略的パートナーシップの構築及び第三者割当増資による資金調達を目的として、2024年12月以降、同社と複数回の協議を重ねてまいりました。これらの協議を経て、HKイノエン社から当社及び主要株主かつ監査等委員である柿沼佑一氏に対し、本株主間契約に関する提案がなされ、当社は、研究開発投資を加速するための資金調達の必要性及び中長期的な企業価値向上の観点から、当該提案を受け入れることが合理的であると判断しました。 2025年3月21日開催の取締役会において、資本提携契約及び本株主間契約の締結について、経営の独立性や既存株主への影響等を含め総合的に検討した上で決議しております。なお、柿沼佑一氏は特別利害関係人に該当するため、当該取締役会の審議及び決議には参加していません。
本合意が当社の企業統治に及ぼす影響	本株主間契約は、当社取締役会及び株主総会の最終的な意思決定権限を拘束するものではなく、指名される取締役は社外取締役とされ、当社の監督機能及び経営の独立性は確保されております。また、一定の持株比率を下回った場合には契約が自動的に終了する仕組みとなっており、本合意が当社の企業統治に重大な影響を及ぼすものではありません。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年10月17日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるテムリック株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。これに基づき、2026年1月1日を効力発生日として、同社を吸収合併いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動における当連結会計年度の研究開発費は、1,599百万円となりました。なお、当連結会計年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

(1) 自社の研究開発及び共同研究

(臨床開発段階)

① カリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004、tegoprazan）

胃食道逆流症（GERD）（*）等の胃酸関連疾患を目標適応症とする本化合物は、日本を除く地域の権利をHKイノエン社に導出し、日本国内の権利は当社が保有しておりましたが、当連結会計年度において、当社は、HKイノエン社との間でライセンス契約変更契約を締結し、日本を対象とした独占的な開発・製造・販売権をHKイノエン社に許諾しました。ライセンス契約変更契約の締結によって、HKイノエン社がtegoprazan製品の開発・承認取得を目的とした後期臨床試験に向けた取り組みを進めることになります。

② 5-HT4作動薬（RQ-00000010）

胃不全麻痺、機能性胃腸症（*）、慢性便秘等の消化管運動不全を目標適応症とする本化合物は第Ⅰ相臨床試験実施済みの導出準備プログラムとなっております。

③ 5-HT2B拮抗薬（RQ-00310941）

下痢型過敏性腸症候群（IBS-D）を目標適応症とする本化合物も同様に第Ⅰ相臨床試験実施済みの導出準備プログラムとなっております。

(前臨床開発段階)

① グレリン受容体作動薬（RQ-00433412）

がんに伴う食欲不振/悪液質症候群及び脊椎損傷に伴う便秘を標的疾患として開発中の本化合物については、当連結会計年度において、前臨床試験を完了し、提携先獲得を目指した事業開発活動を実施しております。

② モチリン受容体作動薬（RQ-00201894）

胃不全麻痺、機能性胃腸症（*）、術後イレウス等の消化管運動不全を目標適応症とする本化合物は、第Ⅰ相臨床試験実施に必要な前臨床試験を終了した導出準備プログラムとなっております。

③ TRPM8遮断薬（RQ-00434739）

本化合物は、2021年9月締結のライセンス契約に基づき、日本を除く地域の権利をXgene Pharmaceutical Co.,Ltd.（本社：香港、以下「Xgene社」）に導出しておりますが、日本国内の権利は引き続き当社が保有しております。

④ IRAK-M分解誘導薬（FIM-001）

ファイメクスが創出したがんを標的疾患として開発中の本化合物については、当連結会計年度において、提携先獲得を目指した事業開発活動を実施しております。

(探索段階)

① 単独研究プロジェクト

開発候補化合物（*）の創製を目指した探索研究を推進するとともに、当社の成長戦略の根幹である創薬研究基盤の強化に取り組んでおります。以下に示す製薬企業との共同研究のみならず、単独研究プロジェクトにおいても、「モダリティ」（*）、「創薬標的」、「疾患領域」及び「基盤技術」という4つの切り口で、既存技術と新たな取り組みの相乗効果によって次世代の自社創薬バリューチェーンを確立することを目指しております。

② 企業等との共同研究

当連結会計年度において実施した製薬企業等との共同研究は以下のとおりであります。

会 社 名	開始月	内 容
STAND Therapeutics株式会社	2022年8月	難病・希少疾患治療薬の創製を目指した細胞内抗体技術（STAND技術）の創薬応用の可能性検証
株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所	2022年12月	眼疾患治療薬創製に向けた共同研究
株式会社Veritas In Silico	2022年12月	メッセンジャーRNA（mRNA）を標的とした低分子医薬品の創出に向けた共同研究

③ アカデミアとの共同研究

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学や岐阜薬科大学をはじめとする大学及びその他の公的研究機関との間で、創薬標的の探索等、初期段階の共同研究が複数件進行中であります。

(2) 導出先の開発状況

① tegoprazan (K-CAB[®]、RQ-00000004/LXI-15028ほか)

HKイノエン社が韓国で販売している胃酸分泌抑制剤K-CAB[®]の売上は、前年に引き続き好調に推移し、韓国の胃酸分泌抑制剤市場でのシェア第1位を維持しております。

米国においては、2025年4月、HKイノエン社は、サブライセンス先であるSebela Pharmaceuticals Inc.の一部門であるBraintree社が米国で実施中のTRIUMPH試験について、良好なトップライン結果を発表しました。TRIUMPH試験は、EE（びらん性胃食道逆流症）及びNERD（非びらん性胃食道逆流症）を対象とした米国第III相臨床試験のピボタル試験として実施されました。TRIUMPH試験において、tegoprazanはEE試験とNERD試験の両方で全ての主要評価項目と副次評価項目を達成しました。さらに、2025年8月には、Braintree社が継続して実施していたEE治癒後の維持療法についても良好な試験結果が得られたこと及び試験の完了が発表されました。

その他の国・地域につきましては、当連結会計年度において、新たにパナマ、マレーシア、インド及びタイにおいてtegoprazan製品の販売が開始されました。これによりtegoprazan製品が販売されている国は韓国、中国、モンゴル、フィリピン、インドネシア、シンガポール、メキシコ、ペルー、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、パナマ、マレーシア、インド及びタイの19カ国となりました。このほか、ベトナム、アルゼンチン、ブラジル等、世界20カ国以上において、現在、発売準備中、審査中又は承認申請準備中の段階にあります。

② EP4拮抗薬 (GALLIPRANT[®])

犬の骨関節炎治療薬としてElanco社が販売中の本薬剤は、2017年1月の米国における販売開始以降、既に世界20カ国以上で上市されており、2020年10月からは日本においても販売されております。

③ グレリン受容体作動薬 (capromorelin、ENTYCE[™]/ELURA[™])

グレリン受容体作動薬であるcapromorelinを有効成分として含む薬剤として、犬の食欲不振症治療薬ENTYCE[™]及び、慢性腎疾患（CKD：chronic kidney disease）を伴う猫の体重減少を管理する薬ELURA[™]の2つの製品が米国で販売中です。また、ELURA[™]につきましては、フランス、ベルギー、日本、ブラジルにおいても上市されております。

④ P2X7受容体拮抗薬 (RQ-00466479/AK1780)

旭化成ファーマ社との共同研究から創出され、旭化成ファーマ社からLilly社にライセンスされた本化合物につきましては、当連結会計年度において、Lilly社のパイプラインが更新され、標的疾患をPainとして開発されていた本化合物は除外となりました。ただし、このことはLilly社におけるP2X7プログラム全体の終了を意味するものではありません。旭化成ファーマ社とLilly社とのライセンス契約は現在も有効に存続しており、今後の開発プランはLilly社によって検討されております。

⑤ EP4拮抗薬 (grapiprant、RQ-00000007/AAT-007)

株式会社AskAt（本社：愛知県名古屋市、以下「AskAt社」）の導出先である3D Medicines (Shanghai) Co., Ltd.（本社：中国・上海市、以下「3DM社」）が、中国において、疼痛を適応症とする第I相臨床試験を終了したほか、同じくAskAt社の導出先であるNingbo NewBay Medical Technology Co., Ltd.（本社：中国・浙江省）が、中国において、がん領域で第I相臨床試験を実施中です。

⑥ シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076/AAT-076)

AskAt社の導出先である3DM社が、中国において、引き続き疼痛を適応症とする第I相臨床試験を実施しております。また、ペット用医薬品用途については、Velo-1, Inc.（本社：米国・テネシー州）がパイロットフィールド試験を進めております。

⑦ CB2作動薬 (RQ-00202730/AAT-730)

2023年7月、AskAt社の導出先であるOxford Cannabinoid Technologies Ltd.（本社：英国・ロンドン、以下「OCT社」）が本化合物の第I相臨床試験を英国で開始いたしました。OCT社は、化学療法誘発性末梢神経障害（CIPN）を主な適応症として本化合物の臨床開発を進めることを計画しております。

⑧ TRPM8遮断薬 (RQ-00434739)

2021年9月にXgene社に導出した本化合物につきましては、Xgene社の子会社であるXgene Pharmaceutical Pty Ltd.が、豪州における第Ⅰ相臨床試験の実施許可を現地の研究倫理委員会から取得し、第Ⅰ相臨床試験を開始しております。第Ⅰ相臨床試験では、健康なボランティアを対象とした用量漸増試験により、TRPM8遮断薬の忍容性及び薬物動態(*)を評価することで、その後の臨床試験に重要となる情報を取得する予定です。

⑨ ナトリウムチャンネル遮断薬 (RQ-00350215)

2021年12月に久光製薬株式会社（本社：佐賀県鳥栖市、以下「久光製薬社」）に導出した本化合物につきましては、2024年10月、あらかじめ定めた開発マイルストーンを達成し、当社は久光製薬社から一時金を受領いたしました。本化合物は、痛み信号の伝達に関わる特定のナトリウムチャンネルの機能を選択的に遮断する新規ナトリウムチャンネル遮断薬であり、現在、久光製薬社によって、本化合物を含む貼付剤を用いた各種試験が進められています。

⑩ 特定のイオンチャンネル(*)を標的とした開発候補化合物(*) (化合物コード非開示)

EAファーマ株式会社（本社：東京都中央区、以下「EAファーマ社」）との共同研究から創出された本化合物につきましては、EAファーマ社が開発中止の判断をされました。当社としてもライセンスの取得等は行わないという判断に至り、パイプラインから削除いたしました。

⑪ 選択的ナトリウムチャンネル遮断薬 (化合物コード非開示)

マルホ株式会社（本社：大阪府大阪市、以下「マルホ社」）に導出した本化合物につきましては、マルホ社において選択的ナトリウムチャンネル遮断薬を有効成分とする治療薬の開発が進められてきましたが、2024年12月、両社間で今後の開発について協議し、双方の合意によりライセンス契約を終了いたしました。その後、当社において、今後の開発プランの検討をしております。

⑫ 5-HT4作動薬 (RQ-00000010)

Vetbiolix SAS（本社：フランス・ノール県ロース市）との間で犬・猫の腸管運動障害を対象としたオプション及びライセンス契約を締結した本化合物につきましては、猫の巨大結腸症及び犬の胃不全麻痺を想定適応症とした開発が同社で進められております。

⑬ レチノイン酸受容体α作動薬 (タミバロテン、TM-411/SY-1425)

テムリックがSyros Pharmaceuticals Inc.(本社：米国マサチューセッツ州、以下「Syros社」)に導出した本化合物につきましては、Syros社において急性骨髄性白血病 (AML) 及び骨髄異形成症候群 (MDS)を対象とした臨床試験が米国で実施されておりました。AMLにつきましては、2024年8月、第Ⅱ相臨床試験 (SELECT-AML-1試験) の中間解析の結果、本試験の最終解析で優位性を示す確率は低いと考えられたため、Syros社は新規の患者登録を中止しました。MDSにつきましては、HR-MDS患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験 (SELECT-MDS-1試験) を実施しておりましたが、2024年11月、主要評価項目が達成できなかったことから、Syros社は本試験を中止するとともに、臨床試験データを詳細に検証し、次のステップについて検討することを発表しておりました。その後、両社間でタミバロテンの今後の事業戦略について協議した結果、2025年4月、双方の合意によりライセンス契約を終了いたしました。ライセンス契約の終了に伴い、ライセンス契約に基づいてテムリックがSyros社に付与していたタミバロテンに関する開発販売権はテムリックに返還されました。テムリックは、Syros社が実施した臨床試験データを検証し、今後のタミバロテンのあらゆる可能性について検討を進めております。

⑭ 消化器疾患、代謝性疾患及び線維症を標的とした4つの開発候補化合物(*) (化合物コード非開示)

Velovia Pharma, LLC（本社：米国・テネシー州）との間で動物用医薬品を開発するためのオプション及びライセンス契約を締結した本化合物につきましては、消化器疾患、代謝性疾患及び線維症へ応用するための開発が同社で進められております。

第3【設備の状況】

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施しました設備投資（有形固定資産のほか、無形固定資産を含めております。）の総額は106百万円であります。その主なものは、研究効率改善のための分析装置の取得18百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (名古屋市中村区)	事務所	798	1,879	16,668	—	19,346	18 (1)
研究開発部門 (名古屋市中村区)	研究設備	52,527	90,843	9,121	202,574	355,065	40 (7)
湘南アイパークラボ (神奈川県藤沢市)	研究設備	—	10,507	—	15,626	26,134	6 (2)

(注) 従業員数の（ ）は、臨時従業員数（有期契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員）の年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
ファイメクス 株式会社	本社他 (神奈川県 藤沢市)	事務所 研究設備	1,774	48,228	3,930	11,300	65,233	20 (8)

(注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時従業員数（有期契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員）の年間の平均人員を外数で記載しております。

2. テムリック株式会社については、重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	37,068,800
計	37,068,800

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2025年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2026年3月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,458,673	26,017,073	東京証券取引所 (グロース市場)	単元株式数100株
計	24,458,673	26,017,073	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社役員及び従業員に対して、発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

(A) 第12回新株予約権（2016年3月11日取締役会決議）

決議年月日	2016年3月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2 (注) 1 当社従業員 48 (注) 1
新株予約権の数（個）※	8,500[6,000] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,500[6,000] (注) 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	376 (注) 5
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年3月26日 至 2026年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 376 資本組入額 188
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 権利行使及び役員・従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名、元執行役員1名、元従業員3名であります。
2. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は25,000個であり、2016年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権25,000個の付与を決議しております。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記4により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
- 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により普通株式を発行する場合
- 調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
 ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
 (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
 ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
 6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 (3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
 (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 (2) 新株予約権の目的である株式
 再編対象会社の普通株式とする。
 (3) 新株予約権の目的である株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4に準じて合理的に決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から2026年3月25日(同日が再編対象会社の休業日にあたる場合には、その直前日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記6に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。

(B) 第17回新株予約権(2024年9月13日取締役会決議)

決議年月日	2024年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社グループ従業員 87 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	1,830 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 183,000 (注) 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	612 (注) 5
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年9月14日 至 2034年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 612 資本組入額 306
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 権利行使及び役員・従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員60名、子会社従業員17名であります。
2. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は2,090個であり、2024年9月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権2,090個の付与を決議しております。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記4により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記 (1) の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記 (2) 又は下記 (4) による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記 (2) に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。

- ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記 (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記 (1) 又は (4) により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から2034年9月13日（同日が再編対象会社の休業日にあたる場合には、その直前日）までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等

上記6に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第三者割当による第16回新株予約権

決議年月日	2022年12月20日
新株予約権の数（個）※	12,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,250,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	397 （注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年1月6日 至 2028年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	該当事項はありません。ただし、買取契約において新株予約権の譲渡（但し、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除く。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. (1) 新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株とする（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、1. (2)から(4)により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率
- また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。
- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記第(2)号に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,556円とする。但し、行使価額は本欄第2項の規定に従って調整されるものとする。
- (2) 行使価額の調整
- ① 本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第②(A)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記②(C)に定義する取得価額等。また、下記②(C)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記②において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- ② 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (A) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、本新株予約権の割当日と同日付で当社普通株式を交付する場合、譲渡制限付株式報酬制度若しくは事後交付型業績連動型株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (B) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、ストック・オプション制度に基づき発行された場合又は当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは従業員に割り当てられた場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (C) 取得請求権付株式等（譲渡制限付株式報酬制度、事後交付型業績連動型株式報酬制度若しくはストック・オプション制度に基づき発行された場合、又は当社若しくはその関係会社の取締役その他の役員若しくは従業員に割り当てられた場合を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。
- (D) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (E) 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権の発行後、下記④に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ④ 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (A) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (B) 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (C) 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑤ 当社は、本新株予約権の発行後、下記⑥に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑥ (A) 「特別配当」とは、2028年1月5日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含

む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

- (B) 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。
- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑧ (A) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (B) 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記④(C)の場合は基準日)、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (C) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記④(A)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑨ 上記②、④及び⑤記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (A) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (B) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (C) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑩ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(E)及び④(C)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 1	普通株式 3,500	普通株式 20,955,142	1,519	2,256,920	1,519	2,446,703
2022年1月1日～ 2022年4月24日 (注) 1	普通株式 4,500	普通株式 20,959,642	1,824	2,258,745	1,824	2,448,528
2022年4月25日 (注) 2	普通株式 13,539	普通株式 20,973,181	5,280	2,264,025	5,280	2,453,808
2022年4月26日～ 2022年12月31日 (注) 1	普通株式 4,000	普通株式 20,977,181	1,672	2,265,697	1,672	2,455,480
2023年1月5日 (注) 3	普通株式 625,000	普通株式 21,602,181	393,125	2,658,822	393,125	2,848,605
2023年1月6日～ 2023年4月23日 (注) 1	普通株式 500	普通株式 21,602,681	152	2,658,975	152	2,848,758
2023年4月24日 (注) 4	普通株式 14,100	普通株式 21,616,781	5,788	2,664,763	5,788	2,854,546
2023年4月25日～ 2023年12月31日 (注) 1	普通株式 6,500	普通株式 21,623,281	2,885	2,667,649	2,885	2,857,432
2024年4月26日 (注) 5	普通株式 15,000	普通株式 21,638,281	4,605	2,672,254	4,605	2,862,037
2024年4月27日～ 2024年9月13日 (注) 1	普通株式 500	普通株式 21,623,781	152	2,672,407	152	2,862,190
2024年12月5日 (注) 6	普通株式 32,748	普通株式 21,671,529	8,219	2,680,627	8,219	2,870,410
2024年12月20日 (注) 7	普通株式 167,000	普通株式 21,838,529	39,913	2,720,540	39,913	2,910,323
2025年4月18日 (注) 8	普通株式 2,592,100	普通株式 24,430,629	514,531	3,235,071	514,531	3,424,854
2025年4月24日 (注) 9	普通株式 11,100	普通株式 24,441,729	2,242	3,237,314	2,242	3,427,097
2025年5月15日 (注) 10	普通株式 15,444	普通株式 24,457,173	3,119	3,240,433	3,119	3,430,216
2025年6月4日 (注) 1	普通株式 500	普通株式 24,457,673	152	3,240,586	152	3,430,369
2025年7月1日～ 2025年12月31日 (注) 1	普通株式 1,000	普通株式 24,458,673	305	3,240,891	305	3,430,674

(注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 780円

資本組入額 390円

割当先 当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）3名

3. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行価格 1,258円

資本組入額 629円

割当先 CVI Investments, Inc.

4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 821円

資本組入額 410.5円

割当先 当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）3名

5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 614円

資本組入額 307円

割当先 当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）3名

6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 502円

資本組入額 251円

割当先 当社の従業員49名

7. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行価格 478円

資本組入額 239円

割当先 富成 祐介、蒲 香苗

8. 第三者割当による新株式発行によるものであります。

発行価格 397円

資本組入額 198.5円

割当先 HK inno.N Corporation

9. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価格 404円

資本組入額 202円

割当先 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）2名

10. 事後交付型業績連動型株式報酬（付与）制度に基づく新株式発行によるものであります。

発行価格 404円

資本組入額 202円

割当先 当社の取締役 3名

当社の幹部社員 10名

11. 当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）までの間に、新株の発行及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,558,400株、資本金が706,364千円及び資本準備金が706,364千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	20	74	32	44	12,329	12,501	－
所有株式数（単元）	－	585	7,151	18,130	31,023	381	187,154	244,424	16,273
所有株式数の割合（％）	－	0.24	2.93	7.42	12.69	0.16	76.57	100.00	－

(注) 自己株式は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に81株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
KOREA SECURITIES DEPOSITORY- SAMSUNG (常任代理人シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	東京都新宿区新宿 6 丁目27番30号	2,594,100	10.61
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市中央区	2,384,700	9.75
ファイザー株式会社	東京都渋谷区代々木 3 丁目22番 7 号	743,000	3.04
モルガン・スタンレーMUFG証券 株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 7 号	294,807	1.21
株式会社エス・ビー・シー	徳島県美馬市脇町西赤谷1063-1	251,300	1.03
株式会社アドバンスト・メディ ア	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番地 1 号	223,800	0.92
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町 4 丁目 4 番10号	221,500	0.91
田名後 貴裕	東京都大田区	169,500	0.69
香本 育良	東京都目黒区	157,000	0.64
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目13番 1 号	156,798	0.64
計	—	7,196,505	29.42

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 24,442,300	244,423	—
単元未満株式	普通株式 16,273	—	—
発行済株式総数	24,458,673	—	—
総株主の議決権	—	244,423	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式81株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ラクオリア創薬株式 会社	名古屋市中村区名駅南 一丁目 2 1 番 1 9 号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

(注) 当社は、単元未満自己株式81株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	181	—	181	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しております。剰余金の配当につきましては、将来においても安定的な収益の確保が可能であり、かつ、財務基盤の強化がなされた場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、及び会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これに応えるべく、企業価値を向上し、社会的信頼に応える上でコーポレート・ガバナンスの充実は重要であると認識しております。

経営体制を強化し、迅速な意思決定を行うとともに、説明責任を持って、透明性、公正性の高い組織体制を構築、維持することは、健全な経営に必要不可欠であると認識し、以下の体制整備、内部統制を実施しております。

また、今後もその時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、会社の機関として取締役会、監査等委員会及び監査室を設置しております。取締役会は、6名の取締役（うち、社外取締役4名）で構成されており、また、経営と執行の分離及び執行機能の強化・活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。社外取締役は、取締役会に出席し、積極的に意見を述べているほか、監査等委員会による計画的かつ網羅的な監査が実施されております。

当社の事業規模、組織規模におきましては、監査等委員会設置により経営監視の機能を十分に果たしていると考えているため、現状の体制を採用しております。

なお、2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、取締役会は、取締役8名、そのうち社外取締役6名を置く体制となります。

(取締役会)

取締役会は、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告を行っております。取締役会の経営監視機能を強化するため、当社の取締役6名のうち4名が社外取締役であり、製薬業界及び企業経営に精通した人材を登用しております。

取締役会は、代表取締役 須藤正樹を議長とし、宇都克裕、土屋裕弘（社外取締役）、石井幸佑（社外取締役）、柿沼佑一（社外取締役）、中野貴之（社外取締役）の6名で構成されております。

なお、2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、取締役会は、代表取締役 須藤正樹を議長とし、宇都克裕、宋根石（社外取締役）、棚瀬敦（社外取締役）、谷匡治（社外取締役）、石井幸佑（社外取締役）、柿沼佑一（社外取締役）、中野貴之（社外取締役）の8名で構成される予定です。

(監査等委員会)

監査等委員会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。当社の監査等委員会は3名で構成され、製薬業界に精通した人材や、弁護士、公認会計士を登用することで、監査体制の充実と監査業務の独立性・透明性の確保に努めております。監査等委員会は、取締役会にて監査活動結果報告を適宜行っております。さらに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、取締役の職務の執行を監査しております。

監査等委員会は、取締役 石井幸佑（社外取締役）を議長とし、柿沼佑一（社外取締役）、中野貴之（社外取締役）の3名で構成されております。

(指名・報酬委員会)

取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役会の諮問に応じて、取締役の選任・解任に関する事項、代表取締役の選定・解職に関する事項、取締役の報酬に関する事項、その他経営上の重要事項で、取締役会が諮問する事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

指名・報酬委員会は、取締役 石井幸佑（社外取締役）を議長とし、須藤正樹、土屋裕弘（社外取締役）、柿沼佑一（社外取締役）、中野貴之（社外取締役）の5名で構成されております。

なお、2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、指名・報酬委員会は、取締役 石井幸佑（社外取締役）を議長とし、須藤正樹、柿沼佑一（社外取締役）、中野貴之（社外取締役）の4名で構成される予定です。

(経営戦略委員会)

経営戦略委員会は、代表取締役及び執行役員で構成されており、主として、代表取締役の業務執行の諮問機関として、また、経営課題の実務的な協議の場として、定例経営戦略委員会を毎週1回、また必要に応じて臨時経営戦略委員会を開催し、経営の迅速かつ適正な意思決定を支えています。

経営戦略委員会は、代表取締役 須藤正樹を議長とし、取締役である宇都克裕の2名で構成されており、必要に応じて監査等委員である石井幸佑（社外取締役）、柿沼佑一（社外取締役）、中野貴之（社外取締役）が出席することで、業務執行を監査する体制となっております。

なお、2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、経営戦略委員会構成および役職等には変更はありません。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、代表取締役、執行役員、管理室長及び監査室長で構成されており、「コンプライアンス規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会は、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス・プログラムの策定及び維持、当社の法令遵守状況の監視、取締役及び従業員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を主な活動内容としております。

今後は、事業全体に影響度の高いインサイダー取引も含めた情報管理に関する継続教育の実施とともに、企業倫理や社会的規範への関心を高める啓蒙活動も行っておりま。

(リスク管理委員会)

リスク管理委員会は、代表取締役及び執行役員で構成されており、「リスク管理規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会では、コンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク、サステナビリティ及びその他のリスクを想定しており、それらのリスクに対する評価、対応、管理、情報伝達等を活動内容としております。

今後は、影響度の高いリスクに対する対応策を検討し、想定し得るすべてのリスクの軽減に努めてまいります。

(サステナビリティ委員会)

サステナビリティ委員会は、代表取締役、執行役員及び委員長が任命した者で構成されており、「サステナビリティ委員会規程」を定め、原則として年2回以上の定例会議を開催することとしております。当委員会は、サステナビリティ（ESG）に関する基本方針の審議、重要課題（マテリアリティ）及び全社横断施策の統括、進捗管理を主な活動内容としております。

今後は、責任ある事業活動の推進、並びにステークホルダーとの建設的な対話を通じて、当社グループの持続的成長及び企業価値向上に努めてまいります。

・内部統制システムの整備の状況

・リスク管理体制の整備の状況

また、当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、日常発生する法律問題全般に関して、助言及び指導を受けております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する額としております。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務執行に起因する責任追及に係る請求等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便益を得た場合及び犯罪行為、詐欺行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等の場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、各取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できる環境の整備を目的とするものであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元の実施に対応するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

・取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の役員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏 名	出席状況(出席率)
代表取締役	須藤 正樹	全14回中14回（100.0%）
取締役	宇都 克裕	全14回中14回（100.0%）
社外取締役	土屋 裕弘	全14回中14回（100.0%）
社外取締役（監査等委員）	石井 幸佑	全14回中14回（100.0%）
社外取締役（監査等委員）	柿沼 佑一	全14回中14回（100.0%）
社外取締役（監査等委員）	中野 貴之	全10回中10回（100.0%）

（注）中野貴之氏は2025年3月25日開催の第17期定時株主総会の取締役に選任され、同日付で就任しておりますので、出席状況は就任後の回数を記載しております。

・取締役会の実効性評価

当社取締役会は、取締役会の実効性を分析・評価する為、取締役全員に対し、取締役会の構成、運営、並びにその役割について「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」を毎年実施しております。その結果を踏まえ、取締役会の実効性に影響があると考える取締役会の構成、運営、並びにその役割については、概ね適切であると認識しております。なお、当該アンケートで、見いだされた課題につきましては、今後の取締役会において必要な改善を行ってまいります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

(A)2026年3月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

男性 6名 女性 1名 （役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	須藤 正樹	1971年7月29日生	1996年4月 帝人㈱ 入社 1999年9月 ファイザー製薬㈱（現ファイザー㈱）入社 2008年7月 当社 研究部門 プリンシパルサイエンティスト 2012年10月 当社 創薬研究部門 化学研究部 部長 2016年4月 名古屋大学 トランスフォーマティブ生命分子研究所 特任准教授 2018年7月 同大学 客員教授 2018年7月 ㈱幹細胞&デバイス研究所 事業企画室長 2020年1月 同社 事業開発部長 2021年6月 当社 事業戦略部長 2021年10月 当社 執行役員（管理・経営企画担当） 2022年3月 当社 取締役 2023年3月 テムリック㈱ 取締役 2023年4月 当社 取締役 兼 執行役員（経営管理担当） 2025年1月 当社 代表取締役（現任） 2025年3月 テムリック㈱代表取締役 2026年3月 ファイメクス㈱取締役（現任）	(注) 2	30,232
取締役	宇都 克裕	1974年3月31日生	2005年5月 日本ベーリンガーインゲルハイム㈱ 入社 2013年1月 旭化成ファーマ㈱ 主幹研究員 2013年7月 同社 第二薬理研究部 ユニットリーダー 2017年5月 マルホ㈱ 入社 2018年10月 同社 プロジェクトマネジメントユニット プロジェクトマネージャー 2020年6月 同社 探索研究部 研究企画戦略室 プロジェクトマネージャー 2021年1月 当社 研究企画部長 2021年3月 当社 執行役員（研究企画担当） 2022年3月 当社 執行役員（創薬研究担当） 当社 取締役（現任） 2023年3月 テムリック㈱ 取締役 2023年4月 当社 執行役員（研究開発担当） 2024年3月 ファイメクス㈱ 社外取締役 2025年3月 同社 代表取締役 2026年3月 同社 取締役 2026年3月 当社 事業戦略部門長（現任）	(注) 2	19,739
取締役	土屋 裕弘	1947年7月12日生	1976年4月 田辺製薬㈱（現田辺三菱製薬㈱）入社 2001年6月 同社 取締役 経営企画部長 2003年6月 同社 常務取締役・研究本部長 2006年6月 同社 代表取締役 専務執行役員・研究本部長 2007年10月 田辺三菱製薬㈱ 取締役 副社長 2008年6月 ㈱三菱ケミカルホールディングス（現三菱ケミカルグループ㈱）取締役 2009年6月 田辺三菱製薬㈱ 代表取締役社長 2014年6月 同社 代表取締役会長 2016年6月 同社 取締役会長 2017年6月 同社 相談役 2018年6月 住友電気工業㈱ 社外取締役（現任） 2018年6月 京都大学イノベーションキャピタル㈱ 社外取締役 2020年3月 当社 社外取締役（現任）	(注) 2	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	石井 幸佑	1982年8月31日生	2005年1月 (株)アーケイディア・グループ 入社 2005年11月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年6月 公認会計士登録 2013年9月 (株)メガカリオン (出向) 管理部長 2015年3月 同社 入社 2018年3月 同社 執行役員経営管理部長 2019年7月 石井幸佑会計事務所 代表 (現任) 2020年5月 メタジェンセラピューティクス(株) 社外監査役 (現任) 2020年9月 (株)BioAid 代表取締役 (現任) 2021年3月 ミラックスセラピューティクス(株) 社外監査役 (現任) 2021年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年9月 Chordia Therapeutics (株) 監査役 2022年11月 Chordia Therapeutics (株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年3月 ファイメクス(株) 社外監査役 (現任) 2024年9月 シコニア・バイオベンチャーズ(株) 社外監査役 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	柿沼 佑一	1977年11月16日生	2005年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2007年1月 埼玉弁護士会登録 2007年1月 高篠法律事務所 (現高篠・柿沼法律事務所) 入所 2010年10月 同事務所 パートナー (現任) 2014年6月 (株)ツツミ 補欠監査役 2015年6月 同社 社外取締役 2017年6月 同社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年3月 (株)ショーケース 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2026年1月 (株)ラバブルマーケティンググループ 社外取締役 (現任)	(注) 3	2,384,700
取締役 (監査等委員)	中野 貴之	1971年7月9日生	2000年4月 武田薬品工業(株) 入社 2007年4月 Takeda Global R&D Center出向 (米国駐在) 2009年4月 武田薬品工業(株) 医薬開発本部 開発戦略部 主席部員 2011年4月 Takeda Pharmaceutical International Inc. 出向 (米国駐在) ディレクター 2014年5月 Takeda Vaccines, Inc.出向 (米国駐在) グローバルビジネスプランニング・ヘッド 兼 ジャパンビジネスコーディネーター 2021年1月 帝人(株)入社 経営企画管掌補佐 2021年4月 同社 経営企画管掌補佐 兼 再生医療新事業 部長 2021年6月 (株)ジャパン・ティッシュエンジニアリング 取締役 (現任) 2022年4月 帝人グループ理事 コーポレートビジネスイン キュベーション部門長補佐 兼 再生医療新事業 部長 帝人ナカシマメディカル(株) 取締役 2023年4月 帝人(株) ミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長 (現任) 帝人メディカルテクノロジー(株) 取締役 (現任) 2023年6月 再生医療イノベーションフォーラム 理事 (現任) 2023年8月 帝人リジェネット(株) 取締役 2025年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	—
計					2,434,671

- (注) 1. 取締役土屋裕弘氏、石井幸佑氏、柿沼佑一氏及び中野貴之氏は、社外取締役であります。
 2. 2025年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 3. 2025年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
藤井 寿	1980年12月18日生	2003年4月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2006年4月 公認会計士登録 2011年12月 弁護士登録 2011年12月 芝大門法律事務所入所 2015年10月 防衛省再就職等監察官（非常勤）（現任） 2017年8月 リンクパートナーズ法律事務所入所（現任） 2019年7月 吉積ホールディングス㈱ 社外監査役（現任） 2022年4月 シンクランド㈱ 社外監査役（現任） 2023年10月 ㈱ケアリッツ・テクノロジーズ 監査役（現任） 2023年12月 ㈱Linc'well 社外取締役（現任） 2024年6月 公益財団法人佐々木泰樹育英会 監事（現任） 2024年8月 エム・デー・ビー㈱ 社外取締役（現任） 2025年5月 ㈱レッドクリフ 社外取締役（現任）	(注)	—

(注) 補欠取締役（監査等委員）の任期は、就任した時から退任した取締役（監査等委員）の任期の満了の時までであります。

5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の計3名であります。

地位	氏名	担当
執行役員	川村 清	研究開発担当
執行役員	齋藤 俊之	事業開発担当
執行役員	志水 幹憲	経営管理担当

(B)2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は、次のとおりとなる予定であります。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職名等）も含めて記載しております。

男性 8名 女性 一名 （役員のうち女性の比率―％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	須藤 正樹	1971年7月29日生	1996年4月 帝人㈱ 入社 1999年9月 ファイザー製薬㈱（現ファイザー㈱）入社 2008年7月 当社 研究部門 プリンシパルサイエンティスト 2012年10月 当社 創薬研究部門 化学研究部 部長 2016年4月 名古屋大学 トランスフォーマティブ 生命分子研究所 特任准教授 2018年7月 同大学 客員教授 2018年7月 ㈱幹細胞&デバイス研究所 事業企画室長 2020年1月 同社 事業開発部長 2021年6月 当社 事業戦略部長 2021年10月 当社 執行役員（管理・経営企画担当） 2022年3月 当社 取締役 2023年3月 テムリック㈱ 取締役 2023年4月 当社 取締役 兼 執行役員（経営管理担当） 2025年1月 当社 代表取締役（現任） 2025年3月 テムリック㈱代表取締役 2026年3月 ファイメクス㈱取締役（現任）	(注) 2	30,232

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	宇都 克裕	1974年3月31日生	2005年5月 日本ベーリンガーインゲルハイム(株) 入社 2013年1月 旭化成ファーマ(株) 主幹研究員 2013年7月 同社 第二薬理研究部 ユニットリーダー 2017年5月 マルホ(株) 入社 2018年10月 同社 プロジェクトマネジメントユニット プロジェクトマネージャー 2020年6月 同社 探索研究部 研究企画戦略室 プロジェクトマネージャー 2021年1月 当社 研究企画部長 2021年3月 当社 執行役員(研究企画担当) 2022年3月 当社 執行役員(創薬研究担当) 当社 取締役(現任) 2023年3月 テムリック(株) 取締役 2023年4月 当社 執行役員(研究開発担当) 2024年3月 ファイメクス(株) 社外取締役 2025年3月 同社 代表取締役 2026年3月 同社 取締役 2026年3月 当社 事業戦略部門長(現任)	(注) 2	19,739
取締役	宋 根石	1967年7月12日生	1995年1月 柳韓洋行(Yuhan Corporation) 入社 中央 研究所研究員 臨床／非臨床研究担当 2000年4月 同社 医学室 チーム長 臨床研究担当 2006年10月 CJ 第一製糖(CJ CheilJedang) 製薬臨床／ 許可チーム長 2009年9月 同社 製薬臨床開発担当 2013年5月 同社 製薬研究企画、評価担当 2013年8月 同社 製薬研究所長兼臨床開発担当 2014年8月 CJ Healthcare Corporation(現HK inno.N Corporation) 臨床開発室長 2019年12月 HK inno.N Corporation R&D総括兼グローバル 事業本部 本部長(現任) 2022年3月 同社 取締役(現任) 2026年3月 当社 社外取締役(現任)	(注) 2	—
取締役	棚瀬 敦	1957年6月12日生	1983年4月 藤沢薬品工業(株)(現アステラス製薬(株)) 入社 2004年4月 同社 炎症領域グローバル製品開発リーダー (部長職) 2005年1月 アストラゼネカ(株) プロダクトリーダー部 部 長 2010年6月 クインタイルズ・トランスナショナル・ジャパ ン(株)(現IQVIAサービシーズジャパン合同会 社) Corporate Vice President兼臨床オペ レーション本部長 2012年12月 シミック(株) 執行役員兼戦略薬事コンサルティ ング本部長 2014年3月 マルホ(株) 執行役員グローバル開発プロジェク ト担当 2018年6月 レナサイエンス(株) 代表取締役社長CEO 2021年4月 キューズコンサルティング(株) 新規事業本部長 2021年5月 岡山大学病院 新医療研究開発センターリサ ーチアドバイザー(現任) 2022年1月 xCARE(株) 取締役COO(現任) 2023年4月 ルカ・サイエンス(株) 監査役 2026年3月 当社 社外取締役(現任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	谷 匡治	1974年5月22日生	2000年4月 サントリー(株) 入社 2006年1月 武田薬品工業(株) 入社 2013年4月 (株)ウィズ・パートナーズ ディレクター 2014年7月 (株)レグイミューン 事業開発部長 2014年10月 (株)ジーンテクノサイエンス(現キッズウェル・バイオ(株)) 執行役員事業開発担当部長 2014年12月 ORTHOREBIRTH(株) 社外取締役 2015年5月 (株)ジーンテクノサイエンス 執行役員CFO兼事業開発担当部長 2015年6月 同社 取締役CFO兼執行役員事業開発担当部長 2016年7月 同社 取締役CFO兼執行役員経営企画室及び管理部総括 事業開発部部長 2017年4月 同社 代表取締役社長 2019年3月 (株)セルテクノロジー 代表取締役 2020年2月 (株)日本再生医療 取締役 2023年11月 reverSASP Therapeutics (株) 取締役(現任) 2024年9月 シコニア・バイオベンチャーズ(株) COO兼CBO(現任) 2026年3月 当社 社外取締役(現任)	(注) 2	—
取締役 (監査等委員)	石井 幸佑	1982年8月31日生	2005年1月 (株)アーケイディア・グループ 入社 2005年11月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年6月 公認会計士登録 2013年9月 (株)メガカリオン(出向) 管理部長 2015年3月 同社 入社 2018年3月 同社 執行役員経営管理部長 2019年7月 石井幸佑会計事務所 代表(現任) 2020年5月 メタジェンセラピューティクス(株) 社外監査役(現任) 2020年9月 (株)BioAid 代表取締役(現任) 2021年3月 ミラックスセラピューティクス(株) 社外監査役(現任) 2021年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 Chordia Therapeutics (株) 監査役 2022年11月 Chordia Therapeutics (株) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年3月 ファイメクス(株) 社外監査役(現任) 2024年9月 シコニア・バイオベンチャーズ(株) 社外監査役(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	柿沼 佑一	1977年11月16日生	2005年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2007年1月 埼玉弁護士会登録 2007年1月 高篠法律事務所(現高篠・柿沼法律事務所) 入所 2010年10月 同事務所 パートナー(現任) 2014年6月 (株)ツツミ 補欠監査役 2015年6月 同社 社外取締役 2017年6月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年3月 (株)ショーケース 社外取締役(監査等委員)(現任) 2026年1月 (株)ラバブルマーケティンググループ 社外取締役(現任)	(注) 3	2,384,700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	中野 貴之	1971年7月9日生	2000年4月 武田薬品工業㈱ 入社	(注) 3	—
			2007年4月 Takeda Global R&D Center出向 (米国駐在)		
			2009年4月 武田薬品工業㈱ 医薬開発本部 開発戦略部 主席部員		
			2011年4月 Takeda Pharmaceutical International Inc. 出向 (米国駐在) ディレクター		
			2014年5月 Takeda Vaccines, Inc.出向 (米国駐在) グローバルビジネスプランニング・ヘッド 兼 ジャパンビジネスコーディネーター		
			2021年1月 帝人㈱入社 経営企画管掌補佐		
			2021年4月 同社 経営企画管掌補佐 兼 再生医療新事業 部長		
			2021年6月 ㈱ジャパン・ティッシュエンジニアリング 取締役 (現任)		
			2022年4月 帝人グループ理事 コーポレートビジネスイン キュベーション部門長補佐 兼 再生医療新事業 部長		
			帝人ナカシマメディカル㈱ 取締役		
			2023年4月 帝人㈱ ミッション・エグゼクティブ 再生医 療・埋込医療機器部門長 (現任)		
			帝人メディカルテクノロジー㈱ 取締役 (現任)		
2023年6月 再生医療イノベーションフォーラム 理事 (現任)					
2023年8月 帝人リジェネット㈱ 取締役					
2025年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)					
計					2,434,671

- (注) 1. 取締役宋根石氏、棚瀬敦氏、谷匡治氏、石井幸佑氏、柿沼佑一氏及び中野貴之氏は、社外取締役であります。
2. 2026年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 2025年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
藤井 寿	1980年12月18日生	2003年4月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所	(注)	—
		2006年4月 公認会計士登録		
		2011年12月 弁護士登録		
		2011年12月 芝大門法律事務所入所		
		2015年10月 防衛省再就職等監察官 (非常勤) (現任)		
		2017年8月 リンクパートナーズ法律事務所入所 (現任)		
		2019年7月 吉積ホールディングス(株) 社外監査役 (現任)		
		2022年4月 シンクランド(株) 社外監査役 (現任)		
		2023年10月 (株)ケアリッツ・テクノロジーズ 監査役 (現任)		
		2023年12月 (株)Linc'well 社外取締役 (現任)		
		2024年6月 公益財団法人佐々木泰樹育英会 監事 (現任)		
		2024年8月 エム・デー・ビー(株) 社外取締役 (現任)		
		2025年5月 (株)レッドクリフ 社外取締役 (現任)		

- (注) 補欠取締役 (監査等委員) の任期は、就任した時から退任した取締役 (監査等委員) の任期の満了の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の計3名であります。

地位	氏名	担当
執行役員	川村 清	研究開発担当
執行役員	齋藤 俊之	事業開発担当
執行役員	志水 幹憲	経営管理担当

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

なお、2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、社外取締役は6名となります。

社外取締役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議へ出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役は取締役会等において、業務執行の報告を受けるとともに、監査等委員は「（3）監査の状況」の「① 監査等委員会監査の状況」に記載のとおり、監査室、会計監査人、内部統制部門との連携及び監査を通じて、客観的立場から業務執行の状況の監督や経営監視機能を果たしております。

また、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

(A) 社外役員の主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 土 屋 裕 弘	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、大手製薬企業の経営者としての経験と知識、特に製薬業界における経営企画に関する高い見識から、当社取締役会において、主に経営全般に対して積極的に発言しており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全8回にすべて出席しております。
取 締 役 (監査等委員) 石 井 幸 佑	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回すべてに出席しました。公認会計士としての専門的見地に加え、監査法人・バイオベンチャーの役員の2つの経験から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会全8回にすべて出席しております。
取 締 役 (監査等委員) 柿 沼 佑 一	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回すべてに出席しました。弁護士並びに投資家としての見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全8回にすべて出席しております。
取 締 役 (監査等委員) 中 野 貴 之	2025年3月25日以降に開催された取締役会10回すべてに出席し、また、2025年3月25日以降に開催された監査等委員会10回すべてに出席しました。大手製薬企業の国内及び海外拠点でグローバルな医薬品の研究開発及びワクチン事業の運営に長年携わってきた経験を活かし、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 また、指名・報酬委員会の委員として、2025年3月25日以降に開催された委員会全5回にすべて出席しております。

(B) 社外取締役と会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

・取締役 土屋裕弘氏は、住友電気工業株式会社の社外取締役であります。兼職先と当社の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

・取締役（監査等委員）石井幸佑氏は、石井幸佑会計事務所代表、株式会社BioAid代表取締役、メタジェンセラピューティクス株式会社、ミラックスセラピューティクス株式会社及びシコニア・バイオベンチャーズ株式会社及び子会社ファイメクス株式会社の社外監査役、Chordia Therapeutics 株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。子会社を除き、これらの兼職先と当社の間には、資本的关系及び取引関係はありません。また、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

・取締役（監査等委員）柿沼佑一氏は、高篠・柿沼法律事務所パートナー並びに株式会社ツツミ及び株式会社ショーケースの社外取締役（監査等委員）、株式会社ラバブルマーケティンググループの社外取締役であります。これら兼職先と当社の間には、資本的关系及び取引関係はありません。また、同氏と当社の間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。なお、社外取締役による当社株式の保有は「① 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

・取締役（監査等委員）中野貴之氏は、帝人株式会社のミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長、株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング及び帝人メディカルテクノロジー株式会社の取締役並びに再生医療イノベーションフォーラムの理事であります。これらの兼職先と当社の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、主に取締役会、経営戦略委員会への出席を通じて、内部監査・監査等委員会監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜必要な意見を述べる事が可能な体制を構築し、経営の監督機能を強化しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会の監査活動については、監査計画に基づいた業務監査及び会計監査を実施し、その結果を取締役会において報告しております。当社では、監査等委員会、監査室及び会計監査人が監査を有効的かつ効率的に進めるため、監査等委員会は、内部監査の実施結果の報告を受けるなど、監査室との情報交換を密に行い、また、会計監査人とは監査及び期中レビュー計画、期末決算の会計監査結果及び半期決算のレビュー結果の報告を受けるなど、業務遂行時における健全化、効率化及び実効性の向上に努めております。

また、監査等委員が原則として毎月開催される取締役会、指名・報酬委員会及び重要な会議に出席しており、経営の監査を実施しております。監査等委員会は3名（うち社外取締役3名）で構成しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	主な活動状況
石井 幸佑	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回すべてに出席しました。公認会計士としての専門的見地に加え、監査法人・バイオベンチャーの役員の2つの経験から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会全8回にすべて出席しております。
柿沼 佑一	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回すべてに出席しました。弁護士並びに投資家としての見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全8回にすべて出席しております。
中野 貴之	2025年3月25日以降に開催された取締役会10回すべてに出席し、また、2025年3月25日以降に開催された監査等委員会10回すべてに出席しました。大手製薬企業の国内及び海外拠点でグローバルな医薬品の研究開発及びワクチン事業の運営に長年携わってきた経験を活かし、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 また、指名・報酬委員会の委員として、2025年3月25日以降に開催された委員会全5回にすべて出席しております。

なお、取締役（監査等委員）石井幸佑氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

内部監査については、代表取締役直属の部署である監査室（監査室の構成員は監査室長1名、監査室員1名）が、全部署に対する監査を実施しております。監査室は、年間監査計画に基づいて監査を行い、内部監査の結果を取りまとめた報告書を代表取締役に提出しております。また、被監査部門に対しては、当該報告書を提出するとともに、改善の指示を行っております。被監査部門は、改善要請のあった事項について、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

監査室は、三様監査の実効性を高めることを目的として、会計監査人と監査等委員会の定期的に情報交換を行い、会計監査の状況、内部監査の状況等を共有し、相互連携を図っております。

また、必要に応じて毎月開催される監査等委員会に出席し、相互連携による実効性の向上を図っております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を選任し、監査業務を委嘱しております。継続して公正不偏の立場から監査業務が遂行できるよう環境を整え、公正かつ適切な経営情報及び財務情報の提供に努めております。

(A) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(B) 継続監査期間

2015年以降

(C) 業務を執行した公認会計士

水谷 洋隆

中岡 秀二郎

(D) 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他11名であります。

(E) 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討することを定めております。会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認を行い、適任であると判断しております。

なお、当社の監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(F) 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会において、「(E)監査法人の選定方針と理由」に記載のとおり、評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

(A) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	34,000	—	32,250	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34,000	—	32,250	—

(B) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（(A)を除く）

該当事項はありません。

(C) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(D) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案したうえで決定しております。

(E) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該決定方針は、監査等委員である取締役及び社外取締役の意見を踏まえて決定いたしました。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当社の決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの提言が尊重されていることを確認しており、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当事業年度に係る監査等委員である取締役及び社外取締役の個人別の報酬等に関しては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定しております。

取締役及び監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりです。

(A) 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また役員の役割及び職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針としております。

(B) 報酬構成

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬等としての事後交付型業績連動型株式報酬（以下「PSU」）並びに非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬（以下「RS」）により構成されております。

監査等委員である取締役及び社外取締役については、客観的かつ独立した立場から経営に対する監督機能を十分に働かせるため基本報酬のみの固定報酬としております。

(C) 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に決定しております。

(D) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬等及び非金銭報酬としてのPSU制度（以下「本制度」）並びに非金銭報酬としてのRS制度を導入しております。

PSU制度においては、役位に応じて設定される基準株式数に、各3事業年度の評価期間における合計連結売上高、合計連結EBITDA及びTOPIX比の相対TSRの数値に応じて0%から150%までの範囲で設定される比率、並びに役務提供期間の比率を乗じた数の株式を評価期間終了後に交付します。当該指標を選択した理由は、当社の事業成長を的確に示す指標と株主価値向上への貢献度を適切に評価できる指標を組み合わせることで中長期的な企業価値の向上と報酬制度の連動性を高めるためです。評価期間終了後も、各評価期間終了直後に開始する3事業年度を新たな評価期間として、本制度を実施することができることとしております。また、当該株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭として、当該株式の一部について、当該株式の発行又は処分時の時価を乗じた金額の金銭を付与します。

RS制度においては、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする譲渡制限付株式を、原則として毎年、一定の時期に一部の取締役に対して付与いたします。付与する株式数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(PSUの算定方法)

評価期間は、2025年12月期から2027年12月期までの3事業年度とし、以下の方法に基づき、本制度の対象取締役ごとに交付する株式数及び支給する金銭の額を決定いたします。

(算定式A)

最終交付株式数＝基準交付株式数（①）×業績目標達成度（②）×役務提供期間比率（③）×50%

(算定式B)

最終支給金額＝基準交付株式数（①）×在籍期間係数（②）×役務提供期間比率（③）×50%
×当社株式の時価（④）

ただし、最終交付株式数及び最終支給金額の合計は下記の上限に服するものとします。なお、かかる最終交付株式数の上限数は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は併合・分割の比率を乗じて調整されます。

対象取締役が付与する最終交付株式数の総数並びに株式交付の現物出資に係る金銭報酬債権及び最終支給金額の合計の総数の上限は、各評価期間につき、それぞれ、80,000株及び80,000千円とします。

(a) 基準交付株式数

基準交付株式数は、当社の取締役会で定める基準付与金額を、評価期間開始月の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の単純平均値で除した株式数とします。

役 位	基準付与金額（千円）
代表取締役	6,500
取締役	5,300

(b) 業績目標達成度

業績目標達成度は、評価期間における当社の各事業年度に係る確定した連結損益計算書により算定される合計連結売上高、合計連結EBITDA及び相対TSR（株主総利回り）の数値に基づいて、以下の表に従って算定されます。

業績目標の種類	実 績	業績目標達成度
評価期間（3事業年度）の 合計連結売上高 *1 （全体の25％）	50％未満	0％
	50％以上75％未満	50％
	75％以上100％未満	75％
	100％以上125％未満	100％
	125％以上	150％
評価期間（3事業年度）の 合計連結EBITDA *2 （全体の25％）	50％未満	0％
	50％以上75％未満	50％
	75％以上100％未満	75％
	100％以上125％未満	100％
	125％以上	150％
評価期間（3事業年度）の 相対TSR（株主総利回り） *3 （全体の50％）	125％未満	0％
	125％以上150％未満	50％
	150％以上250％未満	75％
	250％以上375％未満	100％
	375％以上	150％

*1 合計連結売上高の目標は、11,113百万円。

*2 合計連結EBITDA（利払・税引・減価償却前利益）の目標は、2,272百万円。

*3 相対TSR = 評価期間における当社のTSR（株主総利回り）
÷ 評価期間における配当込みTOPIXのTSR（株主総利回り）

(c) 役務提供期間比率

在任月数は、算定期間中に対象者が当社の取締役として在任した月の合計数をいう。なお、月の途中で就任又は退任する場合には、1月在任したものとみなします。

(d) 当社株式の時価

当社株式の時価は、交付取締役会決議日の前営業日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(E) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役会は、取締役のインセンティブが適切に機能するように報酬割合を決定することとしております。

(F) 報酬決定手続

取締役の個人別の基本報酬の支給額並びに株式報酬の割当株式数及び交付株式数等は、取締役会が株主総会で決議された報酬限度額内において、指名・報酬委員会の提言を踏まえて取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額内において、監査等委員会で協議の上決定しております。

(G) 株主総会における報酬等の決議内容

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において、年額80,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております（但し、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

また、2022年3月25日開催の株主総会において、RS制度に基づき取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給する金銭報酬債権の総額並びに発行または処分する当社の普通株式の総数の上限は、現行の金銭報酬額の枠内で、それぞれ、年額15,000千円及び年15,000株とし、PSU制度に基づき取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付する株式数の総数並びに株式交付の現物出資に係る金銭報酬債権及び最終支給金額の総額の上限は、現行の金銭報酬額とは別枠で、各評価期間につき、それぞれ、80,000株及び80,000千円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	51,606	41,530	4,409	—	5,665	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	—	—	—	—	—	—
社外役員	23,600	23,600	—	—	—	5

（注）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、取引関係の強化、情報収集を目的とする株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(A) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、国内上場株式を保有しておりませんので、保有方針等については記載しておりません。

(B) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	1	54,083

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

(C) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
Elanco Animal Health Inc. (米国)	15,267	15,267	保有目的は、取引関係維持強化のためであります。 定量的な保有効果は記載が困難なため、記載しておりません。保有の合理性については、取締役会において当社の事業戦略及び取引上の関係などを総合的に勘案し、その投資価値を検証しております。	無
	54,083	29,243		

(注) Elanco Animal Health Inc. (米国) は、米国のニューヨーク証券取引所に上場しております。

みなし保有株式
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	270,111	1	275,378

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	6,897	—	△29,666

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,340,057	3,240,965
売掛金及び契約資産	※ 1 689,162	※ 1 1,928,281
有価証券	1,871	3,309
仕掛品	1,520	—
貯蔵品	166,202	159,766
前渡金	26,953	85,064
前払費用	193,590	165,724
その他	119,605	99,317
流動資産合計	4,538,963	5,682,428
固定資産		
有形固定資産		
建物	158,758	168,825
工具、器具及び備品	1,370,866	1,421,912
リース資産	434,174	468,780
減価償却累計額	※ 2 △1,434,716	※ 2 △1,623,111
有形固定資産合計	529,084	436,406
無形固定資産		
のれん	3,865,297	3,700,048
商標権	3,982	3,062
ソフトウェア	32,924	29,720
その他	72	72
無形固定資産合計	3,902,276	3,732,904
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 3 547,053	※ 3 546,897
長期前払費用	14,639	4,729
繰延税金資産	78,460	64,811
その他	45,005	46,015
投資その他の資産合計	685,158	662,453
固定資産合計	5,116,519	4,831,764
資産合計	9,655,482	10,514,193

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,317	73,189
1年内返済予定の長期借入金	512,620	512,620
リース債務	69,657	78,742
未払金	193,789	266,117
未払費用	69,136	58,001
未払法人税等	28,044	54,782
契約負債	185,829	147,414
預り金	19,381	9,808
その他	49,718	74,336
流動負債合計	1,187,495	1,275,013
固定負債		
長期借入金	2,651,430	2,138,810
リース債務	218,627	171,720
資産除去債務	14,614	14,722
株式給付引当金	6,902	12,398
役員株式給付引当金	5,902	5,266
固定負債合計	2,897,476	2,342,917
負債合計	4,084,972	3,617,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,720,540	3,240,891
資本剰余金	2,910,323	3,430,674
利益剰余金	△45,673	227,442
自己株式	△102	△102
株主資本合計	5,585,087	6,898,906
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△41,920	△50,488
その他の包括利益累計額合計	△41,920	△50,488
新株予約権	27,342	47,845
純資産合計	5,570,509	6,896,263
負債純資産合計	9,655,482	10,514,193

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
事業収益	3,107,575	3,979,956
事業費用		
事業原価	625,759	711,953
研究開発費	※1 1,703,962	※1 1,599,857
その他の販売費及び一般管理費	※2 991,236	※2 1,184,426
事業費用合計	3,320,958	3,496,237
営業利益又は営業損失(△)	△213,383	483,719
営業外収益		
受取利息	5,306	17,419
有価証券利息	2,967	2,069
受取配当金	5,481	7,372
為替差益	38,994	—
デリバティブ評価益	—	25,624
複合金融商品評価益	—	580
補助金収入	2,600	2,600
その他	12,324	14,300
営業外収益合計	67,673	69,966
営業外費用		
支払利息	42,615	59,056
コミットメントフィー	6,768	2,883
シンジケートローン手数料	141,499	1,999
株式交付費	1,403	11,018
為替差損	—	40,777
デリバティブ評価損	21,921	—
複合金融商品評価損	1,590	—
その他	3	0
営業外費用合計	215,802	115,735
経常利益又は経常損失(△)	△361,511	437,949
特別利益		
投資有価証券売却益	9,379	—
特別利益合計	9,379	—
特別損失		
投資有価証券売却損	5,600	—
特別損失合計	5,600	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△357,732	437,949
法人税、住民税及び事業税	119,758	159,017
法人税等調整額	17,540	5,816
法人税等合計	137,298	164,834
当期純利益又は当期純損失(△)	△495,031	273,115
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△495,031	273,115

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	△495,031	273,115
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△162,335	△8,568
その他の包括利益合計	※ △162,335	※ △8,568
包括利益	△657,367	264,546
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△657,367	264,546
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,667,649	2,857,432	449,358	△22	5,974,418
当期変動額					
新株の発行	52,890	52,890			105,780
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)			△495,031		△495,031
自己株式の取得				△80	△80
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	52,890	52,890	△495,031	△80	△389,330
当期末残高	2,720,540	2,910,323	△45,673	△102	5,585,087

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	120,415	120,415	25,610	6,120,443
当期変動額				
新株の発行		—		105,780
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)		—		△495,031
自己株式の取得		—		△80
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△162,335	△162,335	1,732	△160,602
当期変動額合計	△162,335	△162,335	1,732	△549,933
当期末残高	△41,920	△41,920	27,342	5,570,509

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,720,540	2,910,323	△45,673	△102	5,585,087
当期変動額					
新株の発行	520,351	520,351			1,040,703
親会社株主に帰属 する当期純利益			273,115		273,115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	520,351	520,351	273,115	—	1,313,819
当期末残高	3,240,891	3,430,674	227,442	△102	6,898,906

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△41,920	△41,920	27,342	5,570,509
当期変動額				
新株の発行		—		1,040,703
親会社株主に帰属 する当期純利益		—		273,115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8,568	△8,568	20,502	11,934
当期変動額合計	△8,568	△8,568	20,502	1,325,753
当期末残高	△50,488	△50,488	47,845	6,896,263

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△357,732	437,949
減価償却費	198,217	202,914
のれん償却額	203,436	285,248
受取利息	△5,306	△17,419
受取配当金	△5,481	△7,372
有価証券利息	△2,967	△2,069
支払利息	42,615	59,056
コミットメントフィー	6,768	2,883
シンジケートローン手数料	141,499	1,999
為替差損益(△は益)	14,667	44,779
投資有価証券売却損益(△は益)	△3,779	—
デリバティブ評価損益(△は益)	21,921	△25,624
複合金融商品評価損益(△は益)	1,590	△580
株式交付費	1,403	11,018
補助金収入	△2,600	△2,600
売上債権の増減額(△は増加)	△85,966	△1,239,119
棚卸資産の増減額(△は増加)	3,267	7,955
仕入債務の増減額(△は減少)	5,143	13,872
契約負債の増減額(△は減少)	47,825	△38,415
前渡金の増減額(△は増加)	73,147	△58,111
前払費用の増減額(△は増加)	27,119	27,483
長期前払費用の増減額(△は増加)	46,662	7,709
未収消費税等の増減額(△は増加)	74,146	19,546
未払消費税等の増減額(△は減少)	6,334	49,497
未払金の増減額(△は減少)	△126,555	5,487
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(△は減少)	16,555	8,463
株式給付引当金の増減額(△は減少)	△24,880	8,631
役員株式給付引当金の増減額(△は減少)	△4,972	2,468
その他	△384	7,337
小計	311,695	△187,007
利息及び配当金の受取額	13,654	27,673
利息の支払額	△42,643	△59,044
コミットメントフィーの支払額	△3,379	△100
法人税等の支払額	△131,646	△142,287
法人税等の還付額	30,666	3,739
補助金の受取額	2,600	2,600
営業活動によるキャッシュ・フロー	180,945	△354,426
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△200,000	△200,000
定期預金の払戻による収入	100,000	400,000
有形固定資産の取得による支出	△96,707	△67,353
無形固定資産の取得による支出	△19,192	△7,315
投資有価証券の売却による収入	258,563	—
投資事業組合からの分配による収入	200,000	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △3,879,637	—
その他	△28,635	△1,010
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,665,610	124,321

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	400,000	—
短期借入金の返済による支出	△400,000	—
長期借入れによる収入	3,357,800	—
長期借入金の返済による支出	△387,620	△512,620
シンジケートローン手数料の支払額	—	△2,200
株式の発行による収入	79,826	1,018,519
新株予約権の行使による株式の発行による収入	188	564
自己株式の取得による支出	△80	—
リース債務の返済による支出	△68,008	△76,198
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,982,105	378,064
現金及び現金同等物に係る換算差額	△20,251	△45,614
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△522,809	102,345
現金及び現金同等物の期首残高	3,664,738	3,141,929
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 3,141,929	※ 1 3,244,274

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 テムリック株式会社
ファイメクス株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（のれん、リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

② 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤルティ収入等）及び共同研究契約等から収益を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等に基づく対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

共同研究開発契約等に関する収益については、研究開発期間にわたって役務提供を行うことにより研究成果が創出されることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されます。当該業務については、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益認識を行っております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（15年）にわたり、均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
の れ ん	3,865,297 千円	3,700,048 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれん3,700,048千円は、ファイメクス株式会社の株式を2024年3月に取得し、連結子会社とした際に発生したものであります。

当該企業結合により生じたのれんは、被取得企業の取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回った場合に、その超過額として計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって、定期的に償却しております。

のれんを含む資産グループについて減損の兆候があると認められる場合は、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

割引前将来キャッシュ・フローについては、取締役会によって承認された中期経営計画及び中期経営計画の策定期間を超える期間については将来の不確実性を考慮して策定された長期収益計画を基礎として見積もっております。

また、当連結会計年度において、ファイメクス株式会社の事業を取り巻く環境の変化及び当連結会計年度の実績を踏まえて前連結会計年度に策定した中期経営計画及び長期収益計画を見直しております。

なお、ファイメクス株式会社に関して識別したのれんについて、取得原価のうちののれんに配分された金額が相対的に多額であったことから、ファイメクス株式会社に係るのれんを含む資産グループについて減損の兆候があると判断したものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

②主要な仮定

中期経営計画及び長期収益計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、想定適応症治療薬の市場規模、開発化合物の予想獲得市場シェア、ピークセールスまでの売上高推移及び研究開発段階ごとの成功確率を主要な仮定として用いております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うものであり、その見積額の前提とした仮定や条件に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」(当連結会計年度は7,372千円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「受取配当金」は5,481千円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「受取配当金」(当連結会計年度は7,372千円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「受取配当金」は5,481千円であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3（1）顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※ 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券（注） 1	100,500千円	101,080千円
計	100,500	101,080

（注） 1. デリバティブ取引のために差し入れたものです。

2. 上記のほか、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として当社が保有する連結子会社株式4,669,991千円を差し入れしています。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金（注）	500,000千円	500,000千円
長期借入金（注）	2,625,000	2,125,000
計	3,125,000	2,625,000

（注）財務制限条項

2024年3月25日締結のシンジケートローン方式による契約（契約総額3,500百万円、2025年12月31日現在借入金残高2,625百万円）において、以下の内容の財務制限条項が付されています。

- ① 2024年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を20億円以上に維持すること。
- ② 2024年12月期第2四半期（2024年6月末日）以降、各四半期の末日における連結の現金および預金の金額について、3四半期連続して20億円を下回らないこと。
- ③ 2024年12月期決算以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される数値で計算されるEBITDAが2期連続してマイナスとならないようにすること。

4 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行（前連結会計年度は2行）と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
貸出コミットメントの総額	700,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	700,000	500,000

(連結損益計算書関係)

※ 1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	422,784千円	456,103千円
産学共同研究費	188,494	161,453
委託研究開発費	350,170	228,986
臨床開発費	116,611	34,760
減価償却費	188,253	188,757

※ 2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	84,516千円	82,104千円
給与手当	163,793	171,175
業務委託費	256,898	292,796
特許維持費	78,068	80,991
減価償却費	7,122	7,592
のれん償却額	203,436	285,248

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△217,328千円	△736千円
組替調整額	△3,069	—
法人税等及び税効果調整前	△220,397	△736
法人税等及び税効果額	58,061	△7,831
その他有価証券評価差額金	△162,335	△8,568
その他の包括利益合計	△162,335	△8,568

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	21,623,281	215,248	—	21,838,529
合計	21,623,281	215,248	—	21,838,529
自己株式				
普通株式(注) 2	51	130	—	181
合計	51	130	—	181

(注) 1. 発行済株式の総数の増加は、第三者割当増資167,000株、新株予約権の権利行使500株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行15,000株及び譲渡制限付株式ユニット報酬としての新株式発行32,748株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加130株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第12回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) (注) 1	—	—	—	—	—	2,350
	第16回新株予約権	普通株式	1,250,000	—	—	1,250,000	19,362
	第17回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) (注) 1	—	—	—	—	—	5,630
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	1,250,000	—	—	1,250,000	27,342

(注) 1. 新株予約権がストック・オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。

2. スtockオプションとしての第17回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	21,838,529	2,620,144	—	24,458,673
合計	21,838,529	2,620,144	—	24,458,673
自己株式				
普通株式	181	—	—	181
合計	181	—	—	181

（注）1. 発行済株式の総数の増加は、第三者割当増資2,592,100株、新株予約権の権利行使1,500株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行11,100株及び事後交付型業績連動型株式報酬（付与）制度に基づく新株式発行15,444株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第12回新株予約権 （ストック・オプション としての新株予約権） （注）1	—	—	—	—	—	1,997
	第16回新株予約権	普通株式	1,250,000	—	—	1,250,000	19,362
	第17回新株予約権 （ストック・オプション としての新株予約権） （注）1	—	—	—	—	—	26,485
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	1,250,000	—	—	1,250,000	47,845

（注）1. 新株予約権がストック・オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。

2. ストックオプションとしての第17回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	3,340,057千円	3,240,965千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,000	—
有価証券勘定	1,871	3,309
現金及び現金同等物	3,141,929	3,244,274

※ 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)

株式の取得により新たにファイメクス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	733,750千円
固定資産	38,757
のれん	4,068,733
流動負債	△289,061
固定負債	△2,188
株式の取得価額	4,549,991
現金及び現金同等物	△620,354
未払金	△50,000
差引：取得による支出	3,879,637

当連結会計年度(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、親会社における研究用分析装置(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、親会社における研究用分析装置(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。また、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に子会社株式の取得及び設備投資を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。また、シンジケートローン方式による契約に基づく借入金には、財務制限条項が付されております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建資産に係る為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について販売管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用するその他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。なお、毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合、資金繰り計画は、月次で取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	1,871	1,871	—
(2) 投資有価証券	547,053	547,053	—
資産計	548,924	548,924	—
(1) 長期借入金（※2）	3,164,050	3,116,275	△47,774
(2) リース債務（※3）	288,285	284,961	△3,324
負債計	3,452,335	3,401,237	△51,098
デリバティブ取引（※4）	(43,384)	(43,384)	—

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	3,309	3,309	—
(2) 投資有価証券	546,897	546,897	—
資産計	550,206	550,206	—
(1) 長期借入金（※2）	2,651,430	2,556,931	△94,498
(2) リース債務（※3）	250,462	245,468	△4,993
負債計	2,901,892	2,802,400	△99,491
デリバティブ取引（※4）	(18,504)	(18,504)	—

（※1）現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）長期借入金は流動負債に含まれる1年内返済予定の長期借入金及び固定負債に含まれる長期借入金を合算した金額であります。

（※3）リース債務は流動負債に含まれるリース債務及び固定負債に含まれるリース債務を合算した金額であります。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,340,057	—	—	—
売掛金及び契約資産	689,162	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（地方債）	—	—	—	160,000
(2) 債券（社債）	—	—	—	100,000
(3) その他	1,871	—	—	—
合計	4,031,091	—	—	260,000

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,240,965	—	—	—
売掛金及び契約資産	1,928,281	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（地方債）	—	—	—	160,000
(2) 債券（社債）	—	—	—	100,000
(3) その他	3,309	—	—	—
合計	5,172,555	—	—	260,000

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	512,620	512,620	511,310	502,500	500,000	625,000
リース債務	69,657	71,331	73,050	64,425	9,820	—
合計	582,277	583,951	584,360	566,925	509,820	625,000

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	512,620	511,310	502,500	500,000	500,000	125,000
リース債務	78,742	80,697	72,314	17,960	748	—
合計	591,362	592,007	574,814	517,960	500,748	125,000

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	304,621	—	—	304,621
債券（地方債）	—	141,932	—	141,932
債券（社債）	—	100,500	—	100,500
その他	—	1,871	—	1,871
資産計	304,621	244,303	—	548,924
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	—	(43,384)	—	(43,384)
負債計	—	(43,384)	—	(43,384)

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	324,195	—	—	324,195
債券（地方債）	—	121,622	—	121,622
債券（社債）	—	101,080	—	101,080
その他	—	3,309	—	3,309
資産計	324,195	226,011	—	550,206
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	—	(18,504)	—	(18,504)
負債計	—	(18,504)	—	(18,504)

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	3,116,275	—	3,116,275
リース債務	—	284,961	—	284,961
負債計	—	3,401,237	—	3,401,237

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	2,556,931	—	2,556,931
リース債務	—	245,468	—	245,468
負債計	—	2,802,400	—	2,802,400

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

債券（地方債）、債券（社債）及びその他は取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	29,243	28,454	788
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	100,500	100,000	500
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	1,871	1,732	138
	小計	131,614	130,187	1,426
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	275,378	299,778	△24,399
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	141,932	160,000	△18,068
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	417,310	459,778	△42,467
合計		548,924	589,965	△41,040

当連結会計年度(2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	54,083	28,454	25,628
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	101,080	100,000	1,080
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	3,309	3,065	243
	小計	158,472	131,519	26,952
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	270,111	299,778	△29,666
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	121,622	160,000	△38,378
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	391,733	459,778	△68,044
合計		550,206	591,298	△41,091

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	155,997	9,379	△5,600
③ その他	—	—	—
(3) その他	6,033	—	—
合計	162,031	9,379	△5,600

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	191,384	15,769	△43,384	△43,384
合計		191,384	15,769	△43,384	△43,384

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	291,439	114,975	△17,857	△17,857
合計		291,439	114,975	△17,857	△17,857

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 複合金融商品関連

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替デリバティブ組込 預金	156,500	—	98	98
合計		156,500	—	98	98

- (注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
2. 為替デリバティブ組込預金の時価は、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したものであります。
3. 契約額等は為替デリバティブ組込預金の元本で、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。
4. 組込デリバティブの時価を区分して測定できない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「注記事項（有価証券関係） 1. その他有価証券(2)債券」に含めて記載しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
確定拠出年金への掛金拠出額 (千円)	15,200	14,260

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
研究開発費	4,492	16,163
その他販売費及び一般管理費	1,137	4,691

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
新株予約権戻入益	3,780	—

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第12回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数（注）1	当社執行役員 2名 当社従業員 48名	当社従業員 66名 当社子会社従業員 21名
株式の種類別の スtock・オプションの数（注） 2	普通株式 25,000株	普通株式 209,000株
付 与 日	2016年3月26日	2024年9月30日
権 利 確 定 条 件	新株予約権者は、権利行使 期間到来時においても、取 締役、監査役又は従業員の 地位にあることを要する。 但し、任期満了による退 任、定年退職、その他取締 役会が正当な理由があると 認めた場合については、こ の限りではない。	新株予約権者は、権利行使 期間到来時においても、取 締役、監査役又は従業員の 地位にあることを要する。 但し、任期満了による退 任、定年退職、その他取締 役会が正当な理由があると 認めた場合については、こ の限りではない。
対 象 勤 務 期 間	定めておりません。	定めておりません。
権 利 行 使 期 間	2018年3月26日 ～ 2026年3月25日	2026年9月14日 ～ 2034年9月13日

（注）1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したスtock・オプションを対象とし、スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①スtock・オプションの数

	第12回新株予約権	第17回新株予約権
権利確定前 （株）		
当連結会計年度期首	—	203,000
付与	—	—
失効	—	20,000
権利確定	—	—
未確定残	—	183,000
権利確定後 （株）		
当連結会計年度期首	10,000	—
権利確定	—	—
権利行使	1,500	—
失効	—	—
未行使残	8,500	—

②単価情報

	第12回新株予約権	第17回新株予約権
権利行使価格 （円）	376	612
行使時平均株価 （円）	1,129	—
付与日における公正な 評価単価 （円）	235	227

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 取締役の報酬等として株式を交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1) 事前交付型譲渡制限付株式報酬の内容

	2022年譲渡制限付株式報酬	2023年譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役3名	当社の取締役3名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 13,539株	普通株式 14,100株
付与日	2022年4月25日	2023年4月24日
譲渡制限解除条件	付与日（2022年4月25日）以降、取締役の地位を喪失する日までの間（譲渡制限期間）、継続して取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時に譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限期間中に、法令違反等、割当契約書に定める無償取得事由に該当した場合、本株式の全部を当社が無償取得する。	付与日（2023年4月24日）以降、取締役の地位を喪失する日までの間（譲渡制限期間）、継続して取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時に譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限期間中に、法令違反等、割当契約書に定める無償取得事由に該当した場合、本株式の全部を当社が無償取得する。
付与日における公正な評価単価（円）	780	821

	2024年譲渡制限付株式報酬	2025年譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役3名	当社の取締役2名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 15,000株	普通株式 11,100株
付与日	2024年4月26日	2025年4月24日
譲渡制限解除条件	付与日（2024年4月26日）以降、取締役の地位を喪失する日までの間（譲渡制限期間）、継続して取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時に譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限期間中に、法令違反等、割当契約書に定める無償取得事由に該当した場合、本株式の全部を当社が無償取得する。	付与日（2025年4月24日）以降、取締役の地位を喪失する日までの間（譲渡制限期間）、継続して取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時に譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限期間中に、法令違反等、割当契約書に定める無償取得事由に該当した場合、本株式の全部を当社が無償取得する。
付与日における公正な評価単価（円）	614	404

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

① 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
研究開発費の役員報酬	2,867 千円	675 千円
その他販売費及び一般管理費の 役員報酬	6,933	4,990

② 株式数

	2022年譲渡制限付株式報酬	2023年譲渡制限付株式報酬
前連結会計年度末 (株)	13,539	14,100
付与 (株)	—	—
無償取得 (株)	—	—
譲渡制限解除 (株)	5,231	5,900
未解除残 (株)	8,308	8,200

	2024年譲渡制限付株式報酬	2025年譲渡制限付株式報酬
前連結会計年度末 (株)	15,000	—
付与 (株)	—	11,100
無償取得 (株)	—	—
譲渡制限解除 (株)	6,200	—
未解除残 (株)	8,800	11,100

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金(注)	1,405,020千円	1,186,681千円
棚卸資産	7,821	8,051
未払事業税	6,996	13,083
減価償却費超過額	25,801	17,751
一括償却資産	1,029	680
資産除去債務	7,256	7,426
その他有価証券評価差額金	12,995	15,903
繰越外国税額控除	211,118	259,169
株式給付引当金	3,918	5,564
投資有価証券評価損	15,300	15,750
その他	30,674	45,363
繰延税金資産小計	1,727,932	1,575,427
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△1,348,778	△1,133,856
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△299,542	△367,909
評価性引当額小計	△1,648,320	△1,501,765
繰延税金資産合計	79,612	73,661
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△241	△8,073
資産除去債務に対応する除去費用	△910	△776
繰延税金負債合計	△1,152	△8,849
繰延税金資産の純額	78,460	64,811

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	253,040	—	305,166	62,773	250,928	533,112	1,405,020
評価性引当額	△196,797	—	△305,166	△62,773	△250,928	△533,112	△1,348,778
繰延税金資産	56,242	—	—	—	—	—	56,242

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	312,604	63,765	258,308	110,131	441,871	1,186,681
評価性引当額	—	△260,290	△63,765	△258,308	△110,131	△441,360	△1,133,856
繰延税金資産	—	52,314	—	—	—	511	52,825

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.1	0.4
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	0.1	△0.1
住民税均等割	△1.3	1.1
税額控除	0.4	△21.1
源泉所得税	△0.6	0.9
外国源泉所得税	△30.5	29.9
繰越欠損金の充当額	0.9	△25.8
評価性引当額の増減 (繰越欠損金の期限切れの金額を含む)	△24.6	1.7
連結子会社の適用税率差異	3.4	0.5
のれん償却額	△17.4	19.9
その他	0.7	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△38.4	37.6

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、「防衛特別法人税」の適用による連結財務諸表への影響については、軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業の単一セグメントであり、事業収益は「ロイヤルティ収入」「その他（契約一時金・マイルストーン収入等）」の2つの種類に分解して認識しております。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
ロイヤルティ収入	1,944,380 千円	2,242,315 千円
その他（契約一時金・マイルストーン収入等）	1,163,194	1,737,641
顧客との契約から生じる収益	3,107,575	3,979,956
外部顧客への事業収益	3,107,575	3,979,956

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	603,196千円	689,162千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	689,162	1,928,281
契約資産(期首残高)	—	—
契約資産(期末残高)	—	—
契約負債(期首残高)	—	185,829
契約負債(期末残高)	185,829	147,414

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

契約負債は、顧客との契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容を行っており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

米国	日本	アジア	その他	合計
1,128,822	710,928	1,255,566	12,258	3,107,575

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
HK inno.N Corporation	1,180,816
Elanco Animal Health Inc.	1,128,822
アステラス製薬株式会社	601,856

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

米国	日本	アジア	その他	合計
860,996	1,067,491	2,051,468	—	3,979,956

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
HK inno.N Corporation	2,051,468
アステラス製薬株式会社	1,052,412
Elanco Animal Health Inc.	852,778

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	医薬品の研究 開発	合計
当期償却額	203,436	203,436
当期末残高	3,865,297	3,865,297

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	医薬品の研究 開発	合計
当期償却額	285,248	285,248
当期末残高	3,700,048	3,700,048

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	HKInno.N Corporation	韓国・オソン	1,555	医薬品製造業	(被所有) 直接 10.60	資本業務提携	第三者割当増資の引受 (注) 2	1,029,063	—	—
						ライセンス契約の締結	ロイヤルティ収入等 (注) 3	1,648,849	売掛金	1,216,729

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. HK inno.N Corporationは、2025年4月18日に第三者割当に係る払込手続が完了したことに伴い、同日付で当社の主要株主となり、関連当事者に該当しております。このため、取引金額は同日以降の取引について記載しております。
2. 2025年3月21日開催の取締役会決議に基づき実施した第三者割当増資において、HK inno.N Corporationは、当社が発行した新株式2,592,100株の総数を引き受けております。なお、払込金額は1株につき397円とし、当該金額は取締役会決議日の前営業日（2025年3月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として決定しております。
3. 当社は、HK inno.N Corporationとの間で締結したライセンス契約に基づき、当該契約に定められたマイルストーン収入及び販売ロイヤルティ収入を受領しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	富成 祐介	—	—	子会社代表取締役	(被所有) 直接 0.46	—	第三者割当増資の引受 (注)	47,800	—	—
役員	蒲 香苗	—	—	子会社取締役	(被所有) 直接 0.31	—	第三者割当増資の引受 (注)	32,026	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 第三者割当増資は当社が行った第三者割当増資を1株につき478円で当社普通株式167,000株（富成 祐介:100,000株 蒲 香苗:67,000株）を引き受けたもので、発行条件は当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	253円83銭	280円00銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△22円87銭	11円53銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	11円36銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	5,570,509	6,896,263
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	27,342	47,845
(うち新株予約権) (千円)	(27,342)	(47,845)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	5,543,167	6,848,417
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	21,838,348	24,458,492

3. 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△495,031	273,115
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△495,031	273,115
普通株式の期中平均株式数 (株)	21,641,457	23,688,376
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	3,578	363,541
(うち新株予約権 (株))	—	(363,541)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	----	----

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

連結子会社の吸収合併

当社は、2025年10月17日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるテムリック株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。これに基づき、2026年1月1日を効力発生日として、同社を吸収合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

企業の名称：ラクオリア創薬株式会社

事業の内容：医薬品の研究開発、医薬品、臨床開発候補品及びこれらに関わる基盤技術の知的財産の販売及び使用許諾、企業及び大学との生物医学分野における知的財産の開発及び販売を目的とした提携

(吸収合併消滅会社)

企業の名称：テムリック株式会社（以下、「テムリック」）

事業の内容：がん領域に特化した創薬事業

(2) 企業結合日

2026年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、テムリックを消滅会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、テムリックにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

(4) 結合後企業の名称

ラクオリア創薬株式会社

(5) 合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、合併に際し株式の発行及び金銭その他の財産の交付はありません。

(6) その他取引の概要に関する事項

当社グループの事業効率化を図るため、コストの削減と管理業務の簡素化及び効率化を実現することを目的として、本吸収合併することいたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理をいたします。

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年12月12日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下、「本株式」）の発行について決議し、2026年1月29日に払込手続が完了いたしました。本株式の発行により調達する資金の用途は、HKイノエン社との共同研究の加速化を目的として、それに資する研究開発基盤構築に向けた研究開発費及び設備投資並びにシンジケートローンの返済に充当する予定であります。

当該第三者割当による新株式の発行の概要は、以下のとおりであります。

第三者割当による新株式の発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026年1月29日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式1,555,900株
(3) 発 行 価 額	1株当たり907円
(4) 調 達 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,402,491,300円
(5) 増 加 する 資 本 金 の 額	705,600,650円（1株につき、453.5円）
(6) 増 加 する 資 本 準 備 金 の 額	705,600,650円（1株につき、453.5円）
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による
(8) 割 当 先	HK inno.N Corporation

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	512,620	512,620	1.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	69,657	78,742	2.7	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,651,430	2,138,810	1.4	2027年～2031年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	218,627	171,720	2.8	2028年～2030年
合計	3,452,335	2,901,892	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	511,310	502,500	500,000	500,000
リース債務	80,697	72,314	17,960	748

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
事業収益(千円)	965,409	1,535,972	2,311,025	3,979,956
税金等調整前当期(四半期)純利益又は税金等調整前中間(四半期)純損失(△)(千円)	29,220	△291,416	△426,661	437,949
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する中間(四半期)純損失(△)(千円)	△5,215	△354,747	△568,984	273,115
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間(四半期)純損失(△)(円)	△0.24	△15.49	△24.29	11.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△0.24	△14.59	△8.76	34.43

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,625,635	3,201,326
売掛金及び契約資産	689,162	1,467,956
有価証券	1,871	3,309
貯蔵品	144,512	144,808
前渡金	19,316	27,624
前払費用	178,275	151,777
関係会社預け金	—	24,442
その他	108,152	98,999
流動資産合計	3,766,925	5,120,243
固定資産		
有形固定資産		
建物	156,394	164,561
工具、器具及び備品	1,145,261	1,179,091
リース資産	417,637	452,243
減価償却累計額	※1 △1,262,210	※1 △1,421,139
有形固定資産合計	457,083	374,756
無形固定資産		
商標権	3,982	3,062
ソフトウェア	32,924	25,790
無形固定資産合計	36,906	28,853
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 547,053	※2 546,897
関係会社株式	※2 4,755,786	※2 4,875,786
長期前払費用	14,639	4,715
繰延税金資産	78,460	64,811
その他	16,257	17,298
投資その他の資産合計	5,412,197	5,509,509
固定資産合計	5,906,187	5,913,119
資産合計	9,673,112	11,033,362

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,317	73,189
1年内返済予定の長期借入金	512,620	512,620
リース債務	66,165	75,149
未払金	148,109	208,396
未払費用	59,481	53,554
未払法人税等	26,144	46,371
関係会社預り金	—	294,884
預り金	11,145	3,457
その他	43,384	18,504
流動負債合計	926,369	1,286,128
固定負債		
長期借入金	2,651,430	2,138,810
リース債務	205,921	162,606
資産除去債務	12,420	12,520
株式給付引当金	6,902	12,398
役員株式給付引当金	5,902	5,266
固定負債合計	2,882,576	2,331,601
負債合計	3,808,945	3,617,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,720,540	3,240,891
資本剰余金		
資本準備金	2,910,323	3,430,674
資本剰余金合計	2,910,323	3,430,674
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	247,983	746,810
利益剰余金合計	247,983	746,810
自己株式	△102	△102
株主資本合計	5,878,744	7,418,274
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△41,920	△50,488
評価・換算差額等合計	△41,920	△50,488
新株予約権	27,342	47,845
純資産合計	5,864,166	7,415,631
負債純資産合計	9,673,112	11,033,362

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
事業収益	2,496,647	2,904,247
事業費用		
事業原価	228,967	238,848
研究開発費	※2 1,273,747	※2 1,165,278
その他の販売費及び一般管理費	※3 671,217	※3 809,291
事業費用合計	2,173,932	2,213,418
営業利益	322,714	690,829
営業外収益		
受取利息	5,212	16,927
有価証券利息	2,967	2,069
為替差益	38,943	—
デリバティブ評価益	—	25,624
複合金融商品評価益	—	580
業務受託料	—	28,382
補助金収入	2,600	2,600
その他	39,799	8,913
営業外収益合計	89,524	85,098
営業外費用		
支払利息	42,328	59,985
シンジケートローン手数料	141,499	1,999
コミットメントフィー	6,768	2,883
為替差損	—	38,489
デリバティブ評価損	21,921	—
複合金融商品評価損	1,590	—
株式交付費	1,403	11,018
その他	0	0
営業外費用合計	215,512	114,376
経常利益	196,726	661,551
特別利益		
投資有価証券売却益	9,379	—
特別利益合計	9,379	—
特別損失		
投資有価証券売却損	5,600	—
特別損失合計	5,600	—
税引前当期純利益	200,505	661,551
法人税、住民税及び事業税	158,988	156,907
法人税等調整額	△14,686	5,816
法人税等合計	144,301	162,724
当期純利益	56,203	498,826

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,667,649	2,857,432	191,779	△22	5,716,839
当期変動額					
新株の発行	52,890	52,890			105,780
当期純利益			56,203		56,203
自己株式の取得				△80	△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	52,890	52,890	56,203	△80	161,904
当期末残高	2,720,540	2,910,323	247,983	△102	5,878,744

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	120,415	120,415	25,610	5,862,864
当期変動額				
新株の発行		—		105,780
当期純利益		—		56,203
自己株式の取得		—		△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△162,335	△162,335	1,732	△160,602
当期変動額合計	△162,335	△162,335	1,732	1,301
当期末残高	△41,920	△41,920	27,342	5,864,166

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,720,540	2,910,323	247,983	△102	5,878,744
当期変動額					
新株の発行	520,351	520,351			1,040,703
当期純利益			498,826		498,826
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	520,351	520,351	498,826	—	1,539,530
当期末残高	3,240,891	3,430,674	746,810	△102	7,418,274

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△41,920	△41,920	27,342	5,864,166
当期変動額				
新株の発行		—		1,040,703
当期純利益		—		498,826
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,568	△8,568	20,502	11,934
当期変動額合計	△8,568	△8,568	20,502	1,551,464
当期末残高	△50,488	△50,488	47,845	7,415,631

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法によっております。

但し、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤルティ収入等）を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等に基づく対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、当社を通算親法人として、グループ通算制度を適用しております。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	4,755,786千円	4,875,786千円

※当事業年度の財務諸表に計上されている関係会社株式のうち、ファイメクス株式会社にかかるもの4,683,553千円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理することとしております。

ファイメクス株式会社の株式の実質価額は、1株当たりの純資産額を基礎として、超過収益力等を反映して評価しております。

超過収益力等を反映した実質価額は、取締役会によって承認された中期経営計画及び中期経営計画の策定期間を超える期間については将来の不確実性を考慮して策定された長期収益計画を基礎として評価しており、当事業年度末においては実質価額の著しい低下が認められないことから、減損処理を実施しておりません。

なお、当事業年度において、ファイメクス株式会社の事業を取り巻く環境の変化及び当事業年度の実績を踏まえて前事業年度に策定した中期経営計画及び長期収益計画を見直しております。

②主要な仮定

中期経営計画及び長期収益計画における主要な仮定については、「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うものであり、その見積額の前提とした仮定や条件に変更が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表において減損処理を行う可能性があります。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※ 2 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
子会社株式	4,563,553千円	4,683,553千円
投資有価証券 (注)	100,500	101,080
計	4,664,053	4,784,633

(注) デリバティブ取引のために差し入れたものです。

担保に係る債務

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	500,000千円	500,000千円
長期借入金	2,625,000	2,125,000
計	3,125,000	2,625,000

(注) 財務制限条項

2024年3月25日締結のシンジケートローン方式による契約（契約総額3,500百万円、2025年12月31日現在借入金残高2,625百万円）において、以下の内容の財務制限条項が付されています。

- ① 2024年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を20億円以上に維持すること。
- ② 2024年12月期第2四半期（2024年6月末日）以降、各四半期の末日における連結の現金および預金の金額について、3四半期連続して20億円を下回らないこと。
- ③ 2024年12月期決算以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される数値で計算されるEBITDAが2期連続してマイナスとならないようにすること。

3 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行（前事業年度は2行）と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
貸出コミットメントの総額	700,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	700,000	500,000

4 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
金銭債権	1,629千円	462千円
金銭債務	41,183	6,361

(損益計算書関係)
1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引以外の取引	22,470千円	29,883千円

※2 研究開発費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	355,227千円	354,881千円
産学共同研究費	188,494	161,453
委託研究開発費	120,203	78,430
臨床開発費	116,611	34,760
減価償却費	177,596	164,779

※3 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	64,950千円	68,062千円
給与手当	149,807	163,116
業務委託費	221,829	274,346
特許維持費	61,039	72,120
減価償却費	6,534	6,205
おおよその割合		
販売費	4.6%	3.4%
一般管理費	95.4	96.6

(有価証券関係)
関係会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
子会社株式	4,755,786千円	4,875,786千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	846,297千円	609,428千円
棚卸資産	7,821	8,051
未払事業税	6,996	12,452
減価償却費超過額	17,846	15,829
一括償却資産	859	680
資産除去債務	6,065	6,275
その他有価証券評価差額金	12,995	15,903
繰越外国税額控除	211,118	259,169
株式給付引当金	3,918	5,564
投資有価証券評価損	15,300	15,750
その他	25,716	40,059
繰延税金資産小計	1,154,935	989,163
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△790,055	△556,602
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△285,267	△358,899
評価性引当額小計	△1,075,323	△915,502
繰延税金資産合計	79,612	73,661
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△241	△8,073
資産除去債務に対応する除去費用	△910	△776
繰延税金負債合計	△1,152	△8,849
繰延税金資産の純額	78,460	64,811

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.1	△0.1
住民税均等割等	1.4	0.4
税額控除	△0.6	△13.7
源泉所得税	1.0	0.6
外国源泉所得税	54.5	19.8
繰越欠損金の充当額	△1.6	△17.1
評価性引当額の増減 (繰越欠損金の期限切れの金額を含む)	△13.4	3.6
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	72.0	24.6

3. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。なお、「防衛特別法人税」の適用による財務諸表への影響については、軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

「1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(第三者割当による新株式の発行)

「1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区 分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定資産	建物	156,394	8,166	—	7,258	164,561	111,235
	工具、器具及び備品	1,145,261	34,517	687	77,577	1,179,091	1,075,860
	リース資産	417,637	34,605	—	74,780	452,243	234,042
	計	1,719,293	77,289	687	159,616	1,795,895	1,421,139
無形 固定資産	商標権	13,944	—	—	919	13,944	10,881
	ソフトウェア	106,775	3,315	—	10,449	110,090	84,299
	計	120,719	3,315	—	11,368	124,034	95,181

- (注) 1. 「減価償却累計額」には、減損損失累計額が含まれております。
 2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
株式給付引当金	6,902	11,762	6,265	12,398
役員株式給付引当金	5,902	5,571	6,207	5,266

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6 月30日 12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.raqualia.com/ja
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第17期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月26日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月26日東海財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第18期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月14日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年3月26日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年4月18日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2025年3月31日東海財務局長に提出

事業年度（第17期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(6) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類

2025年12月12日東海財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2025年3月26日東海財務局長に提出

2025年3月21日提出の有価証券届出書（第三者割当による増資）に係る訂正届出書であります。

2025年3月31日東海財務局長に提出

2025年3月21日提出の有価証券届出書（第三者割当による増資）に係る訂正届出書であります。

2025年12月19日東海財務局長に提出

2025年12月12日提出の有価証券届出書（第三者割当による増資）に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月23日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 洋隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中岡 秀二郎

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式の発行について決議し、2026年1月29日に払込手続が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ファイメクス株式会社に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、ファイメクス株式会社に係るのれん3,700,048千円を計上しており、総資産の35.2%を占めている。 会社は、のれんを含む資産グループについて減損の兆候があると認められる場合は、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしている。 ファイメクス株式会社にに関して識別したのれんについて、取得原価のうちののれんに配分された金額が相対的に多額であったことから、会社はファイメクス株式会社に係るのれんを含む資産グループについて減損の兆候があると判断したものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断している。 割引前将来キャッシュ・フローについては、取締役会によって承認された中期経営計画及び中期経営計画の策定期間を超える期間については将来の不確実性を考慮して策定された長期収益計画を基礎として見積もっている。なお、当連結会計年度において、同社の事業を取り巻く環境の変化及び当連結会計年度の実績を踏まえて前連結会計年度に策定した中期経営計画及び長期収益計画を見直している。 将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、想定適応症治療薬の市場規模、開発化合物の予想獲得市場シェア、ピークセールスまでの売上高推移及び研究開発段階ごとの成功確率である。 ファイメクス株式会社に係るのれんの残高に重要性があり、上記主要な仮定は、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、ファイメクス株式会社に係るのれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・のれんの評価に係る内部統制につき、整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、前連結会計年度に策定した中期経営計画と実績を比較した。 ・当連結会計年度の見直し後の中期経営計画及び長期収益計画と前連結会計年度に策定した中期経営計画及び長期収益計画の比較・分析を行い、経営者等に質問を行うとともに、関連資料の閲覧を実施した。 ・将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された当連結会計年度の見直し後の中期経営計画及び長期収益計画との整合性を検討した。 ・想定適応症治療薬の市場規模、開発化合物の予想獲得市場シェア、ピークセールスまでの売上高推移及び研究開発段階ごとの成功確率について、経営者等に質問を行うとともに、入手可能なものにつき外部機関が公表するデータと比較した。 ・将来キャッシュ・フローの変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラクオリア創薬株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ラクオリア創薬株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋隆
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中岡 秀二郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式の発行について決議し、2026年1月29日に払込手続が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ファイメクス株式会社に係る関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、当事業年度の財務諸表において、関係会社株式4, 875, 786千円を計上している。そのうちファイメクス株式会社に係る関係会社株式の残高は4, 683, 553千円であり、総資産の42.4%を占めている。 会社は、市場価格のない株式である関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理することとしている。 ファイメクス株式会社の株式の実質価額は、1株当たりの純資産額を基礎として、超過収益力等を反映して評価しており、超過収益力等を反映した実質価額は、取締役会によって承認された中期経営計画及び中期経営計画の策定期間を超える期間については将来の不確実性を考慮して策定された長期収益計画を基礎として評価しており、当事業年度末においては実質価額の著しい低下が認められないことから、減損処理を実施していない。なお、当事業年度において、同社の事業を取り巻く環境の変化及び当事業年度の実績を踏まえて前事業年度に策定した中期経営計画及び長期収益計画を見直している。 中期経営計画及び長期収益計画における主要な仮定は、連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載した内容と同一である。 ファイメクス株式会社に係る関係会社株式の残高に重要性があり、上記主要な仮定は、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、ファイメクス株式会社に係る関係会社株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。 ・関係会社株式の評価に係る内部統制につき、整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・実質価額が、ファイメクス株式会社の財務諸表における1株当たりの純資産額を基礎として超過収益力等を反映して算定されていることを再計算により検討した。 ・関係会社株式の帳簿価額と実質価額との比較を実施した。 ・当該関係会社株式に含まれる超過収益力等は、連結貸借対照表上にのれんとして計上される。のれんの評価に係る監査上の対応については、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の監査上の主要な検討事項に記載されている監査上の対応を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。